

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成28年12月8日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	伊藤裕一君
5番	長田麻美君
6番	山本伸子君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	甲斐徳之助君
11番	池辺己実夫君
12番	守屋常雄君
13番	市川圭一君
14番	小松崎伸君
15番	石原幸雄君
16番	遠藤憲子君
17番	鈴木かずみ君
18番	利根川英雄君
19番	山越守君
20番	板倉香君
21番	柳井哲也君
22番	中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環 境 部 次 長	梶 由紀夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君

平成28年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成28年12月8日（木）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、22番中根利兵衛君。

〔22番中根利兵衛君登壇〕

○22番（中根利兵衛君） 改めまして、おはようございます。創政クラブの中根利兵衛でございます。きょうは、一般質問の3日目のトップバッターとして質問できることに感謝申し上げます。ただ、しばらく一般質問に遠ざかっておりましたので、失礼の段がありました場合にはお許しをいただきたいと存じます。

それでは、通告に従って5つの項目についてお伺いいたします。

まず初めに、武道館建設の方針について伺います。

この武道館建設につきましては、私も長年の要望や一般質問の中で取り上げてきた課題でもございます。少しこの課題には、熱い心がよみがえってきましたので、質問を行うものでございます。

ことは、スポーツの祭典でありますリオデジャネイロオリンピックが開催されました。各種目のトップアスリートが大きな活躍をし、日本選手団は41個のメダルを獲得し、大きな感動を与えてくれました。種目別では体操や水泳など、多くの若手選手の活躍も目立ちました。柔道では、12個という過去最多のメダルを獲得し、4年後の東京オリンピックには空手や野球など新たな種目も加わり、大きな期待が寄せられております。また、3年後に行われます茨城国体など、今後スポーツ熱が高まってくるものと思っております。

このような中で、牛久市でもトップアスリートの育成が望まれております。武道館建設につきましては、これまでさまざまな計画がありましたが、建設には至りませんでした。今回、市

長の方針に基づいて2019年の国体に向けて武道館建設が進みますことは、武道関係者にとりまして今後の武道の普及、青少年の育成や昇段審査など、期待は大きいものがあります。

そこで、建設の予算や施設の概要、今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 武道館建設の方針について、中根利兵衛議員の御質問にお答えします。

武道施設の建設につきましては、本年11月に実施設計業務委託を1,900万円で発注したところでございます。

この武道施設建設設計に、利用者の皆様の御意見・御提案を反映するため、体育協会及びスポーツ少年団等の武道団体及び中学校体育連盟の推薦者等で構成する「牛久市武道施設利用者意見調査等会議」の第1回会議を、11月19日に開催しました。この会議において、予算については約5億円とし、規模・大きさについては公式の柔道試合規格で3面、同じく公式の剣道試合規格で4面が確保できる広さで、約500坪程度を目安として計画する施設として、御意見をいただくこととなっております。今後、この会議を年度末までに3回程度開催し、御意見・御提案の集約を図ってまいります。

建設場所は体育館東側、森のテニスコート南側の雑木林のあたりを想定しております。

また建設スケジュールにつきましては、実施設計の完了を平成29年10月までとし、平成29年内に建設工事を発注し、平成31年9月に開催されるいきいき茨城ゆめ国体空手道競技に余裕を持って臨めるよう、平成30年12月末までの竣工を目指しております。

なお、武道施設建設における税源としては、文科省の学校施設改善交付金地域武道センター新築事業、及び第74回国民体育大会市町村競技施設整備補助金、並びにいばらき木づかい環境整備補助金を活用することになっており、この武道施設が完成しますと、当市における各種武道競技振興の中心施設として、小学生から幅広い年代の方々の利用を図り、武道による青少年の健全育成にも貢献できる施設となり、さらに災害時にも防災機能を備えた拠点の1つとして活用することを想定し、建設計画を立案していきます。

牛久のみならず、近隣市町村からも注目いただいている施設でございます。また、中根議員におかれましても利用者意見調査等会議の座長として武道団体の意見要望の集約に御協力をお願いしているところでございます。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） ただいまの答弁ですと、予算は5億円、柔道の試合場で3面、剣道の試合場として4面、面積は500坪程度、そして平成31年の9月に開催されます茨城国体の空手競技に余裕を持って臨めるよう、平成30年の12月までの竣工を目指していくということでございました。場所は下根の運動公園ということで、利便性によい場所であると私は

思っております。内容については、よくわかりました。

次に、教育長にも青少年の健全育成の立場から、建設について伺います。

先日、12月4日に行われました牛久市柔道協会主催により第38回牛久市柔道親善大会が牛久運動公園の体育館で行われ、県南の各地から500名に上る小学生、中学生の選手が参加し、盛大に開催されました。この大会では、全国大会に出場したチームも参加している中で、小学生の部で牛久市柔道協会少年部が準優勝、また中学生の部においても牛久市第一中学校が準優勝という、すばらしい成績でありました。私も来賓として、最後まで大会を見届けてまいりました。非常にレベルの高い大会になっているものと感じております。大会を通して、柔道の関係者からは1日も早い武道館建設の強い要望を、改めて受けてきたところでございます。

武道館の利用に当たっては、一般青年の稽古の道場ではありますが、青少年の健全育成という大きな役割も担っております。今は小学生に上がる前から、幼少の部として親同伴で武道を習わせる親もふえてきております。子供たちの中には、落ち着かない子やけんかをする子、先生の言うことをきかない子など、エネルギーのある子は昔よりは少ないと思っておりますが、武道を習って落ち着いて勉強するようになったということもお聞きをいたします。小学生や中学生の子供たちにかかわってまいりますので、教育の立場から教育長にも武道館建設についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中根議員の御質問にありましたように、武道館施設のことですが、2006年に教育基本法が改定になりました。2008年に中央教育審議会の答申で、「文化と伝統の尊重」という言葉が盛り込まれました。これを受けて、現在の学習指導要領で中一と中二で武道が必修となった経緯があります。武道を通して武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすること、礼に代表される伝統的な考え方を理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにすることなどが目標としてありますが、時間数の関係で学校の授業では基本動作や基本となる技を身につける程度で終わっています。

そこで、武道施設ができることで武道を学ぶ機会がふえ、子供たちは学校で身につけた基本動作や基本となる技をさらに発展して学ぶことができ、武道を学ぶ本来の目的も達成されることと思います。12月4日の少年柔道大会は、私も見学しましたが、小学校1年生から頑張っている子供たちを見て、すそ野が広がっているなということと、レベルが高くなっているなということを実感しました。こうした子供たちの成長の場ともなってくればなと考えています。

また、武道施設の隣に体育館がありまして、そこにはお風呂もあります。さまざまな青少年団体やスポーツ団体の合宿所として使いたいというようなお話もありました。完成後は、そう

した活動を通して青少年の健全育成にもつなげていきたいと思っています。

中根議員さまには、利用者意見調査等会議の座長として武道団体の意見、提案の集約にご協力いただいておりますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○２２番（中根利兵衛君） 武道館ができた場合は、学校で習う延長として、武道を学ぶ本来の目的を達成させることができるようになるだろうということをございました。武道館ができれば、生涯スポーツとしての役割を果たすことができるものになるかと思います。また、武道利用者意見調査会につきましては、市長からも要請がありましたように全力を挙げて協力をしてまいろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま市長、教育長から建設についての内容をお聞きしましたが、建設について市長から強い決意のほどを伺えればと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 中根議員からは、私も議員の時代からさまざまな武道の施設についていろいろな話を伺い、私は野球をやっていたものですから「野球、野球」ってなって、でも決して武道はそれだけじゃなくて、この施設をつくることによって先ほど言われたように災害時の対応、そして牛久に宿泊施設がないんですが、仮にそういう宿泊もできるということで、野球、それからサッカーについてもいろいろな子供たちのそういうものの活用もできるということで、非常に私たちも多様な施設になることを期待しております。

また、私たちもやっぱり、牛久市の身の丈に合った施設がありません。全ての制約のある中でつくるわけありますので、５億円、５００坪以内で、検討委員会でもおさめていただくようによろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○２２番（中根利兵衛君） 次に、中学校武道の必修化についてお伺いします。

武道の必修化が始まり、ことしで５年目を迎えました。指導に当たっては、先生方の武道の経験が少ないことから、体育協会を通して指導者の派遣が行われております。柔道は、礼に始まって礼に終わるという礼法から始まります。また、小さい人が大きな人を投げ飛ばすことができることから、一般的に相手を倒す運動能力や技術の習得だけに見られがちですが、しっかりと指導の目的があります。指導に当たっては、柔道の創始者、考案者であります嘉納治五郎師範の教えによるものであります。

ここで柔道の全てをお話することはできませんが、嘉納治五郎師範は３つの目的を説いております。１つは、柔道を通して体を鍛えることと教えています。体を鍛えることはどんなス

スポーツでも同じなのですが、柔道で頭から足爪先まで腕や足など体を均等に発達させることができるかと教えております。2つ目に、相手に勝つ方法を学ぶことと教えております。ここでは、「柔よく剛を制す」という言葉がありますが、力の弱い者が力の強い者に勝つことを学ぶ。3つ目に、すぐれた人格を養い、正しい行動をとれるようにする。この3つ目の正しい行動をとれるようにするには、正義感、公正、礼儀、勇氣といったことの特性を大事にすること、そしてこの3つの目的を同時に習得、修養することを教えております。この5年間の指導の中で、時間の制約もありましたが、この武道への関心や学校の生活態度などにどのような影響があったのか、また今後の課題についてもお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学校体育の授業における武道の必修化についてお答えします。

先ほどお話ししましたように、平成24年度から実施されている中学校の現行の学習指導要領において、男女ともに全ての中学生が第1・第2学年で武道を学ぶことになりました。これは、武道についてはその学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善する、そして中央教育審議会の答申を受けています。

本市において、現行指導要領が完全実施になった平成24年度より、柔道・剣道の武道の授業に武道支援員として市体育協会剣道部、市柔道協会の御協力をいただき、授業を実施しております。授業を受けた生徒たちは、それまで体験したことのない武道特有の動きや、力を出し切って競い、体の大きな者が勝つとは限らない武道の奥の深さに触れ、楽しんでいます。また、武道支援員の皆様方による専門的な指導を受けることができることで、生徒の学習への関心を高めています。

武道支援員の方々に模擬試合を行ってくださったときには、観戦した生徒たちから初めて見る武道の試合に歓声が上がりました。さらに、柔道の受け身がとれなかった生徒が、授業を重ねる中で受け身をとることができるようになった感動も聞いています。中でも大きな成果を上げているのは、相手を尊重し合うための独自の作法、所作を守るために取り組む礼法です。礼法を学ぶことにより、自分の心をあらわす形を知った生徒たちの言動が変わったという授業者の報告もありました。道場に入るときに一礼するのはもちろんのこと、武道の授業でない体育館に入るときも、一礼する生徒があらわれることもありました。

このように、市体育協会剣道部、市柔道協会の皆様の御協力により、大きな成果を上げている武道の授業であります。議員御指摘のとおり武道の意義や目的を達成するためには、現在の授業時間では難しいことも事実です。ただ、武道以外の領域の学習もあり、現状以上の時数を武道の学習に配当していくことも難しい状況であります。市の教育委員会といたしましては、各校の実態を踏まえつつ、1人の生徒が柔道と剣道を両方履修している現状から、各生徒の選

択性とすることによって、1人の生徒が柔道・剣道いずれかの内容について履修する時間をふやし、深く学ぶことができるようにすることも検討したいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 次に、指導者の育成についてお伺いいたします。

指導に当たっては、武道関係者が派遣をされておりますが、先生方の武道の理解を深めるための研修をしっかりと行って、有段者になることをお勧めいたします。また指導に当たっては、有段者が望ましいと思っておりますが、教育委員会のお考えをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 武道の授業の指導者の育成についてお答えします。

先ほどお答えいたしましたように、本市における武道の授業においては、市体育協会剣道部・市柔道協会の御協力による武道支援員の皆様の御支援が、大きな力となっております。本年度は、柔道7名・剣道3名の計10名の皆様の御支援をいただいております。一方、体育の事業を担当する教員のうち柔道の有段者は7名、剣道の有段者は1名おりますが、柔道・剣道いずれの有段者もない学校もあります。

議員御指摘のとおり、授業を行う教員が有段者であれば、授業を受ける生徒が憧れを持って授業を受けるなどの生徒の学習に対する関心も高めることが考えられます。また、段位を取得するために教員が形を学ぶことにより、礼法等について教員が言葉だけではなく形であらわすことができることになり、生徒の学習の成果を一層得られるようになると考えます。武道の授業が体育の授業である以上、体育協会の皆様の御支援をいただきながらも、学校や体育担当教師が主体的にその指導を行うべきと考えます。

武道の授業については、体育担当教師は県が実施する実技講習会を必ず受けるようになっておりますが、段位の取得を目指すようなものではありません。議員御指摘のとおり、授業担当者が柔道・剣道の段位を取得するような環境をつくっていけるよう、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 次に、柔道着についてお伺いいたします。

現在、柔道着は各学校1クラス分の四、五十着分の用意がされておりますが、1着の柔道着をモヤで使用しておりますが、この1着の柔道着を6時間使いますと3クラスでは18時間使用することになります。汗のにおいが気になる生徒もいるようでございます。1人1着が望ましいと思いますが、教育委員会のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えをいたします。

授業で使用する柔道着につきましては、各中学校に40着程度保有しておりまして、生徒は体操着の上から上着と帯をつけて授業を行っております。柔道着の洗濯につきましては、学校側が適宜洗濯をしている状況にありますけれども、衛生面などを考えまして今後道着の予備をふやすとともに、必要に応じてクリーニング等の費用で対応するなど、検討してまいりたいと考えております。

柔道着を個人所有、または貸し出しとすることに関しましては、現状での年間の柔道の授業時間数を考慮いたしますと、検討が必要かと思われます。今後、授業時間数が変わってくるといことも考えられますので、その状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 思春期になると、体臭が気になるそうでございます。検討していくということでありますので、期待をしたいと思います。

次に、農業の推進についてお伺いいたします。

農業の問題は、国の政策によるものが多いわけですが、自民党安倍政権の成長戦略の1つになっております。TPPについては、国会審議が終わって国会を通過しておりますが、成立すれば日米など12カ国の貿易自由化が一段と進むことになりましたが、アメリカ大統領はTPPを離脱すると表明しておりますので成立は不透明になっておりますが、このTPPにかかわらず農業の問題は大きな課題となっております。

問題はさまざまな要因が重なっておりますが、1つに農業の後継者の問題があります。一昔前までは長男は勤め親は農業、また勤めながら農業をするという兼業農家が主流でございましたが、これが一段と高齢化が進み離農する農家、また認定農家や大きな稲作農家であっても後継者の問題は深刻であります。2つ目には、収益の向上があります。農家は、安全で品質のよいものをつくっても、販売力がなければ収益が上がらないわけですが、どのような付加価値を高めて収益につなげていくかは重要であります。3つ目に、生産性を高めるための大型機械の導入や技術の向上。4つ目には、圃場の集積・圃場の拡大など圃場整備の問題。5つ目は、特産物の創造など課題は山積していると思いますが、この中の重要な課題であります次代を担う若者の後継者の育成の問題、収益の向上、販路の拡大、特産物の創造について、今後の支援と施策についてお伺いします。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、農業の推進についてお答えいたします。

初めに後継者の育成の問題につきましては、全国的にも農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増大は大変深刻な問題となっております。当市の農業者も高齢化が進み、後継者不足という現実がございます。しかしながら、Ｕターン・Ｉターンによる就農者も存在し、若い農業者グループ「ＵＦＯクラブ」のメンバーもわずかながらありますが増加傾向にございます。今後におきましても、「牛久で農業経営に取り組みたい」と考える就農者をどうふやし育成するかが課題であるとともに、農業の発展に大きくかかわると思われまます。

現在は、就農間もない若者に対し経営安定に寄与するための国の補助金、県の農業機関である普及センターによる技術サポート、農協の各部会では経験豊富な部会員から新会員へ生産方法や技術の伝授も行われております。また、経営安定に欠かせない収益向上については、普及センターや農協からの技術指導に加え、農業機械及び整備導入補助金等のほか各種研修会も開催されており、新規就農者や若手農業者が率先して参加してございます。

次に「特産物の創造」では、農協部会の中で今一番勢いのある「花卉園芸部会」の小菊が挙げられます。この部会は若い部会員もふえ、県内の農協では第２位の出荷量を誇り、県の銘柄産地指定も受けており、部会全体が盛り上がりを見せているところでございます。

このように、牛久市は恵まれた自然環境により多種類の農作物が育ちます。この特性を生かし、新たな担い手がふえていくような政策を今後も図ってまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○２２番（中根利兵衛君） ただいまの答弁の中では、後継者の問題、若い農業者のグループが増加しているというようなことでございました。特産物の創造では、花卉園芸部会・小菊が県内第２位の出荷量であったというようなことでございました。少しは明るい光も見えてきているような感じもいたします。今後も力強い支援をお願いしたいと思います。

収益の向上や販路の拡大については、普及センターや農協の指導を受けて、研修会には新規就農者や若手農業者が率先して参加をしているというようなことでございます。この収益の向上を目指す・販路に関しては、ＪＡ農協でも大きな今改革の中にあって東部地区奥野支所が廃止というのが決まっておりますが、これは農家にとって本当に大変不合理なものと考えておりますが、もっとこのＪＡ農協と連携、販路に関してはＪＡ農協、市場、生産者の連携が必要と思いますが、この連携について伺います。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、続きまして市場・ＪＡ・生産者の連携の御質問についてお答えしたいと思います。

初めに、生産者と牛久青果市場の連携について御説明いたします。青果市場では、生産者の高齢化や後継者不足に対する支援策の１つとしまして、職員が直接生産者を訪問して集荷する

庭先集荷を毎日実施したり、学校の栄養士の要望に応える形で学校給食用の食材の栽培を依頼したり、毎月1回開催する朝市「とくとく市」を通じて対面販売の機会を提供するなど、生産者とのつながりと信頼の強化に努めております。

次に、牛久青果市場とJAとの提携につきましては、JAの出荷量と市場の出荷量が大きく異なるため常時出荷は難しいものの、特に給食に関係する季節農産物や特産物等においては、単発ではございますがJAから牛久市営市場に出荷してもらうなど、連携を図っております。生産者・JA・市営青果市場は、地域の農業を支える役割をそれぞれ担っておりますので、市といたしましても今後も継続して三者連携の強化を支援してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 20年前と現状とを比較した国のデータが手元にありますが、就農人口が414万人あった農家が、現在210万人と半減した。そして農家の平均年齢、59歳から66歳に上昇している。そして、耕作放棄地が24万ヘクタールから42万ヘクタールへと7割も増加をした。生産額や所得も減少し、日本の農業は衰退がとまらないとあります。これは国のデータでございますので、牛久市の就農人口や平均年齢、遊休農地の現状について、また自給率についても伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、牛久の農業の現状についての御質問にお答えしたいと思います。

まず農業者数についてですが、平成22年度の統計うしくのデータを見ますと専業農家数は144戸で、20年前の244個と比較しますと約4割減という状況になってございます。一方、牛久市の代表的な農業者である認定農業者は5年前の平成23年には74人で、平均年齢が54.6歳でございましたが、平成28年4月現在では83人で、平均年齢は57.5歳となっております。平均年齢は約3歳ほど上がりましたが、件数自体は増加傾向にございます。この背景には、認定農業者に申請する若手農業者がふえたことに伴い、高齢でも意欲的に農業を継続していこうとする農業者がふえたことが理由と考えられます。認定農業者申請には、5年後の目標を掲げた計画書を作成しなければなりません、こうした事務作業もいとわぬ農業者の増加は望ましいと思われま。

次に市内の耕作放棄地は、昨年調査では146ヘクタールという状況でございました。平成25年度につきましては150ヘクタールでしたが、規模拡大を図る生産者もあり、ここ数年わずかながら耕作放棄地も減少傾向にあります。市としましては、こうした意欲的な生産者や部会の支援を今後も継続し、耕作放棄地の解消につなげていきたいと存じます。

また、ちなみに食料自給率でございますが、国の自給率が農業の39%、また県の自給率に

つきましては74%、市では現在データをとっておりませんが、今後このようなデータを参考にデータ収集に努めたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 次に、中間管理機構の役割についてお伺いいたします。

近年発足してできた組織で、農業改革の大きな柱となると考えておりますが、なかなか形が見えてきません。これまで借り手と貸し手の契約でありましたが、今度は中間管理機構と契約を結ぶと、一時的に補助金をいただけるというようなことですが、もう少し詳しい役割についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、御質問の中間管理機構についてお答えいたします。

農業中間管理機構は、農地の貸し借りにおける受け皿として平成26年度から都道府県ごとに設置され、茨城県では公益社団法人茨城県農林振興公社がその役割を担っております。

国の調査では、現在の農地の5割が担い手によって活用されており、農業の担い手が減少していく中、農地の保全及び安定的な農業生産を維持するために、農地を限られた担い手へ集約化していくことが不可欠となります。

農地中間管理機構では、地主と担い手双方の意見を配慮し、担い手に対して貸し付けをしております。また、機構から借り受けをした担い手がリタイアするなどの場合には、次の担い手を探すとともに、新たな担い手が見つかるまでの2年間は農地の管理を行うほか、要望により基盤整備などを行うなど、担い手の経営規模拡大、新規参入の促進等を目的とした取り組みも行っております。

今後におきましても、農地中間管理事業への取り組みは、農業機械の導入や基盤整備、他の補助事業の採択要件となることが見込まれますので、牛久市におきましても中間管理機構と協力し、農業を推進してまいります。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 答弁ですと、担い手の経営規模の拡大、農業機械の導入、基盤整備などの採択要件となることが見込まれるということでございました。中間管理機構と協力をして、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

これまで、農業政策課や農業委員会が行ってまいりました借り手と貸し手の間に入っの契約やトラブルのし続など、中間管理機構から移管されたものもあるかどうか伺います。また、大型機械が導入され、圃場の集積や圃場の拡大など、中間管理機構と農業委員会との連携は重要であり、その関係についてもお伺いします。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○**経済部長（山岡康秀君）** それでは、農地中間管理機構と農業委員会の関係につきましてお答えいたします。

農業委員会は、市町村の独立委員会として農地法等によりその権限に属する許認可等の事務を行うほか、今年度の法改正により担い手の農地利用の集積、及び集約化、また遊休農地の発生防止や解消等、新規参入の促進等についても事務として位置づけられたところでございます。もともと農業委員会は、市内の農地の現状、利用状況等の情報に精通し、農地に関する専門的な知見を有するところから、国が進める農地等利用の最適化を推進していくに当たり、市や農地中間管理機構と積極的に連携、協力していくことが不可欠でございます。そのため、現在の体制は大きく変わることはなく、農地におけるトラブル等があったとしても市と農業委員会の中間管理機構の３者が連携しながら、問題解決に協力する方針でございます。

今後におきましても、３者それぞれが意見や情報を交換するなどし、連携を図りながら中間管理事業を進めてまいりたいと思います。

○**議長（市川圭一君）** 中根利兵衛君。

○**２２番（中根利兵衛君）** 政府は今、農業の大きな改革の中にあるようであります。農家の生産したものをＪＡ全農、全国農業協同組合連合会ですか、生産したものを買い入れるとか、あるいは資材の販売を縮小するというような改革が動いております。今回、農業委員会の法改正が行われるようでありますが、その内容について伺いいたします。

○**議長（市川圭一君）** 農業委員会事務局長結束武史君。

○**農業委員会事務局長（結束武史君）** 中根委員の御質問にお答えします。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成２８年４月１日より改正法が施行されたところでございます。改正の主な要点でございますが、農業委員会の役割である農地等の利用の最適化の推進の事務が強化され、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱し、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととなっております。

また、農業委員の選出方法を選挙と市長の選任の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更となっております。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員は委嘱による応募、及び推薦された者より任命または委嘱するような形になっております。

以上です。

○**議長（市川圭一君）** 中根利兵衛君。

○**２２番（中根利兵衛君）** 次に、稲の縞葉枯病の対策について伺いいたします。

この稲の縞葉枯病が、県南・県西地域を中心に発生していると聞いております。ヒメトビウンカが媒介するウィルス病で、稲の分けつ不足や葉の黄化など大きな減収になることで、早急

な防除対策が望まれておりますが、この対策について伺います。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） 稲の縞葉枯病対策についてお答えいたします。

縞葉枯病は、昭和50年代後半に県内各地で発生が見られ、ウィルス性の病気で平成に入り減少しましたが、近年再び発生がふえております。病状としましては、その名のとおり稲の葉に黄色く縞状の斑点が生じ、一度発病すると治療方法はなく、また枯れてしまう病気でございます。この病気は、主にヒメトビウンカという3ミリメートルから4ミリメートルの小さな虫が媒介となり、ウィルスを持ったヒメトビウンカが稲に移すことにより感染いたします。

茨城県内の発生状況としましては、本年9月から10月に実施した茨城県病害虫防除所による調査結果では、再生稲における発病率は県西地区が最も高く25.2%となり、県南地区につきましては7.7%と次に高い地区となっております。

防除対策としましては、発病後の対策が非常に難しく、ウィルスの媒介となるヒメトビウンカの防除が基本となります。ヒメトビウンカはイネ科の雑草で越冬し、6月ごろから田にウィルスを伝染させ、発病させます。また、経卵感染するために、越冬前の感染率が高いと次年度の発生が高くなる傾向がございます。そのため、稲の収穫後速やかに耕し、冬期にあぜや水田の雑草管理を徹底し、ヒメトビウンカの越冬場所をなくす必要がございます。

また、被害が甚大な場合には抵抗性品種、いわゆる別の品種でございますが、これなどを植えるなどの導入の検討が必要となります。

以上の対策につきましては、地域が一体となり防除に取り組むことが重要となりますので、関係機関と情報を密にし、生産者への周知を今後も図ってまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、中根利兵衛君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 会派は市民クラブ、民進党の黒木のぶ子です。

今回も質問形式は、一問一答式で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、敬老会について質問をしたいと思います。

平成28年11月1日現在、牛久市の5歳刻みの高齢者の人数分布を見ますと、年々高齢者が増加していくことは、2025年の団塊世代が75歳になっていなくても、現在行われている敬老会を開催する場所の問題、そして招待者が欠席された場合に市や行政区からのお祝いの品などを行政区役員が手分けをして届けているようでございますが、その役員の高齢化などに伴い、欠席者のお住まいを探しながら祝いの品を届けることも、数が多くあると難儀となっていると聞いております。

また一方では、敬老会に御招待されます立場の方々にとりましては、久々に会う地域の方々との交流や、足腰が弱くなり遠くまで出かけることができない高齢者にとりましては、大変楽しみでもあるとのこと。ましてや、行政区の中には大変なおもてなしをするところもあるようですから、区の役員の一存で敬老会の開催をしないことになれば、楽しみにしていた方々は大変残念に思うと考えられますが、敬老会の開催や中止については今後各行政区役員の判断に任せるのかどうか、市の見解についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 敬老の日大会の実施に関しましては、対象者である75歳以上の高齢者数の増加に伴い、実施会場、記念品の受け渡し等に苦慮している行政区も見受けられます。平成28年度では、5地区が区民会館が手狭なため、生涯学習センター等で実施しております。今後さらにこのような状況が増加すると考えられ、敬老の日大会の実施方法について検討していく必要があると考えております。

それを踏まえまして、今年度は敬老の日大会実施後に区長を対象に大会のあり方についてのアンケートを実施し、現在回収、集計をしているところでございます。

このアンケートの結果から、敬老の日大会の実施方法については検討を求める声がありますが、大会そのものについてはほとんどの行政区で継続を希望されており、市としましても現段階では廃止については考えておりません。

敬老の日大会につきましては、市の事業として実施しており、事業全体の廃止または継続につきましては、基本的には市が決定していくこととなりますが、今後は区の諸事情等を確認させていただきながら、敬老の日大会のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今の答弁では、敬老会の開催につきましては市としての方向性は廃

止はしないというような考えであります。先ほど申し上げましたように、答弁にもありましたように、やはり開催する場所が遠くなって、その会場まで、近くにそれを収容できるような場所がない場合にはバス等で搬送するというようなことも漏れ聞いているわけですが、やはり1つの事業として市が施策の中で行っていますし、また先ほど私が申しましたように楽しみにしているということでもありますので、とりあえず廃止しないということは朗報であるかと考えておりますが、例えばどうしても今言ったように収容し切れないような状況が発生しましたら、そのような行政の中におきまして、中止する場合には多くの人が入れるというような場所、そういうことを考えながら、やはりどのようなときに中止を市としては考えているのかというような、1つの統一した見解を示さなければならないと思いますが、その辺につきましても先ほど、廃止することは当座考えていないということの認識でいいのかどうか、再確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 敬老の日大会の実施・廃止についてでございますが、先ほど答弁したとおり現時点では廃止というのは考えてはございません。現在75歳以上を対象にして実施しておりますが、ことしの12月1日現在で75歳以上の人口というのは8,947人今いらっしゃいます。これが、先ほど議員の御質問にありましたけれども2025年、平成37年には約1万5,000人程度という数字も想定されております。現状からすると5,900人余りふえて、割合でいくと1.66倍ぐらいになってくると考えられます。このような状況の中で、場所の問題等もますます課題となつてまいりますので、それに向けては場所は生涯学習センター等でも実施していただいておりますけれども、それらの行政区ともよく相談しながら、今後のあり方については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今答弁で、目下の開催につきましては実施すると。その2025年の問題として、団塊の世代が皆さん75歳以上になられたときに関してそのときに考えるというような答弁ですが、やはり前もってどのようにするかということを考えておかないと、今の国政のように場当たりの、とどのつまりは国民に多大な負担をさせるような状況になるというような場合もあるので、やはりしっかりとの方針といいますか方向性といいますか、そのようなことを今から考えていっていただきたいと思います。

それでは、次に長時間労働について質問いたしたいと思います。

今回、マスコミ等でクローズアップされております、大手広告会社電通の24歳女性社員の、違法な長時間労働によります過重労働の結果自殺したことで、長時間の労働ということが大変

に話題となっておりますが、この電通という会社は長時間労働の常態化が常にあつて、自殺した女性ばかりではなく、その他の社員につきましても大変な状況となっております。しかし、過労死や過労自殺は決して今に始まったことではなく、昨年２０１５年度だけで過労死９６件、過労自殺９３件と少なくはない数字です。

といいますのは、この件数はあくまで労災が認定された件数であり、御存じのとおり労災が認定されることは大変難しい状況と言われております。長時間労働による弊害は、さまざまに精神面や身体面にも悪影響を及ぼし、多くの疾患の原因になるとと言われておりますが、病気の発症が長時間労働が起因であるということは、なかなか立証が難しく、先ほどの過労死９６件、過労自殺９３件のこの件数は、ほんの氷山の一角でしかないと言われております。

なぜ、過労死や過労自殺がふえているのかと言えば、本来労働者を守るべき労働基準法３２条では、法定労働時間は週４０時間、１日８時間を超えて労働させてはならないと定められているにもかかわらず、労使間の協定を結ぶことで残業も１カ月４５時間、１年で３６０時間が合法となる労働基準法３６条があり、労働法の抜け穴とされております。また、この３６条により、労使間で特別条項を結ぶことにより労働時間が青天井となり、長時間労働が発生していくと指摘されております。

ところで、たまに夜市役所のそばを通りますと、仕事をしていると思われます明るい部署があり、大変気になっているところであります。２０１５年の市役所全体での月ごとの平均残業時間について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） それでは、残業時間についてお答えをいたします。平成２７年度の常勤職員１人当たりの平均残業数でございますが、年間の平均で１人当たり１８．１時間となっております。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 月ごと、申しわけありません。月ごとの平均でございますが、４月が２７．４時間、５月２２．４時間、６月２１．２時間、７月１８．２時間、８月１６．２時間、９月１０．６時間、１０月１８．９時間、１１月１５．５時間、１２月１２時間、平成２８年１月が１７時間、２月が１７．８時間、３月が２０．２時間となっております。新年度となる４月が、時期的に一番多くなっている状況でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○９番（黒木のぶ子君） 今、月ごとの平均残業日数をお伺いしたんですけれども、この中にはサービス残業というような時間は含まれているのか、いないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 時間外勤務につきましては、昨日山本議員にもお答えをしましたとおり、管理職からの時間外命令によって勤務を行う、そういう方式になっておりますので、こちら今お話しさせていただきました時間数につきましては、実勤務時間でやっておりますので、サービス残業とかそういったものではございません。そういったものはありません。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま部長からお伺いしたこの数字ですね、おっしゃるとおり4月の住民の異動時期であるときが一番多いということですが、27.4時間ということなんでちょっと多いかなというふうには考えておりますけれども、この中で市ではこういう長時間の労働をさせることにおきまして、市として労使間で先ほど申しましたように、法律の36協定というものを結んでいるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 地方公務員の場合は、労基法でそういった臨時の勤務について認められている部分がありますが、現業職につきましてはサブロク協定を結ばないといけないというふうになっておりますので、そちらを現業職と結んでいる状況でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 大体事務職の方たちは、そんなに残業時間はないというふうには考えられますが、先ほどの電通、その他研究者の過日の新聞なんかを見ますと、月に160時間も残業して精神的に不安定な状況になったというようなこともありますので、この辺につきましては上司間でしっかりと健康に留意しながらやっていていただきたいと思いますが、そういう中でありましてもいつも忙しく残業で仕事をこなさなければならないというような状況にある課、また一時的に忙しいという課もあるかとは考えますが、やはり疲労から過労になるということは病気の起因にもなりますから、長時間労働をしなければならない課というのは大体どの課がそのような課になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 課ごとの残業時間数についてお答えをいたします。平成27年度でございますが、こちらは1人当たりの残業時間で、月平均で多い順に人事課が49.2時間、道路維持課が37.7時間、職員課が33.9時間、管財課33.3時間、交通防災課28.3時間、収納課25.8時間、高齢福祉課25時間、行政経営課22.3時間、税務課が21.2時間、政策秘書課20.6時間となっております。これは、上から順位で10番目までになります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） この49.2時間という課があるということを、今改めて答弁によって知ったわけですが、牛久市で一番雇用数の多いこの庁内で、こういう残業をしなければならないということは、やはり先ほど上司がちゃんとした割り振りの中で仕事をしていただいているというようなことを答弁されておりましたけれども、こういうものにつきましてもやはりしっかりと健康に留意しながら今後改善していただければと思います。本来、市役所というのはコンプライアンスを基本としてやらなければならない立場から、そういうことを考えたときに労働安全法というのを実施しなければならないと思いますが、この辺の実施状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 労働安全衛生法に関する御質問にお答えをいたします。長時間労働者に対しまして、労働安全衛生法では月100時間を超える時間外勤務を行い、疲労の蓄積が認められる場合、申し出による面談指導を行うよう求められております。また、2カ月から6カ月の月平均勤務時間が80時間を超えて、疲労の蓄積が認められる場合には、申し出によりまして面談指導、または面接指導に準ずる措置を行うことが努力義務として規定をされております。市におきましても、申し出があれば面談できる体制は整えておりますが、これまで申し出があった実績はございません。

今後は、時間外勤務の多い職員に対し、必要に応じ産業医等による保健指導の実施などを検討してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 月100時間以上残業というようなことをした職員に対して、健康状況を本人が把握するのが申し出による相談やそのような措置が行われているという答弁でありますけれども、これはまさに申し出がなければそのままスルーしていつてしまうというような、大変怠慢ではなかろうかというふうに思うんですけれども、2015年12月1日から施行されております牛久市職員のストレスチェック制度や、安全衛生管理規則に基づく実施というのは、これもやはり努力目標というふうに捉えているのかどうか。そして、またこういうような制度や規則があるわけですから、この適正実施する回数ですね、これはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 初めにストレスチェックにつきましては、今回実施をしております。現在、本人の記入を待っているところでございます。

それで、時間外勤務の削減ということだと考えますが、昨日も山本議員の御質問にもお答え

しましたとおり、恒常的に時間外勤務が続いている職場、また一部の職員に負担がかかっている職場につきましては、実態の把握に努めております。その上で、同じグループ内・課内・部内において、人を流動させるなどの協力を求めていく取り組みを実施しております。引き続き、時間外勤務の削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 先ほどの月100時間も残業するということだけではなく、日本能率協会の調査によりますと日常的に残業をしている人の5人に1人が脳血管や心疾患、そしてまた精神疾患の予備軍であると言われ、これらの病気は日本での深刻な問題であり、皆さん御存じのとおり世界的にやゆされているのか認知されているのかわかりませんが、過労死というようなものに直結するというふうにされております。そしてまた、牛久市庁舎の中にはたくさん独身者がいると伺っておりますので、残業のために独身者が婚活もできなくなっていることや、また子育てや介護についても同じようにできなくなっている状況が発生しているのかということをお伺いしたいと思います。

先ほども、市の職員に対して残業を減らすための努力をしようと言っておりますが、効率性とかそういうものの今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 特定の職員への業務の偏りについてお答えいたします。

時間外勤務については、各職場の状況により、管理職の勤務命令において行われるものですが、特定の職員に業務が偏ることのないよう、今後も指導を徹底するとともに、先ほど答弁いたしましたとおり庁内の横断的な協力体制を指導してまいります。

私も、残業についての時間を職員に聞いたところ、「昔は10時、11時も平気だったよね」という話があって、「でも、ちょっと待ってください。今はそういう時代ではないんだよ」という話をしました。やはり、今の人というのは業務等、そしてその職員も時間を大切にする人間的な社会生活を営む権利がございます。そのようなことも、しっかり担保しなければいけない。また、職員においてもそのような仕事、そして自分の時間を調整する自己管理能力も大切になってくるのではないかと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今市長からありましたように、昔はそれこそ長時間労働がその人の能力的なふうで紹介されておりましたけれども、時代はまさにそうじゃなくなりまして、やはり個人の健康も大切でありますし、今水曜日ですか、「ノー残業デー」ということを市内でも行っているかと思いますけれども、これも1つの人間の生理現象ですね。リズムといいますか、

そのために月曜日と火曜日働いて、水曜日は残業しないで帰りましょうと。また2日働いて、今度は土日で休みましょうというような、やはりそういうような時代の趨勢でもありますし、介護につきましても育児につきましても時代の流れの中で共働きが多くなる中、みんなが夫婦であれ何であれ共同して子育て、そしてまた介護なんかもしていかなければならないというような時代の趨勢であるということを、今市長が御指摘されたものに対しまして、本当に頼もしく感じておりますし、今後少しでも働く人たちの環境がよくなればと考えるところです。

続きまして、インターバル規制の導入につきまして、質問したいと思います。

これは、長時間労働を余儀なくされる職場において、健康保持の観点から前日の就業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休憩時間を設けるということでもあります。EUでは当たり前のことですが、日本の労働概念には休憩時間があっても、休憩時間はないとされておりまして、このことから長時間労働が過重労働となり、健康が徐々にむしばまれていっているのが日本の労働者の現状であります。

健康を害することを防止する意味合いから、市の労働環境をよくするためにも、労働時間の上限の規制やこのインターバル規制の導入が今後必須となっていくと思われませんが、現在導入に向けたそのような考えがあるのかどうか。今、労働界におきましては、この導入を求める動きが広がっております。市としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） インターバル規制についてでございますが、牛久市ではインターバル規制は導入はしておりません。現在、土日祝日などに半日以上勤務を行った職員につきまして、振替休暇等の取得による対応があるものでございます。

実際、このインターバル規制の導入につきましては、我が国では企業に数件で導入されているようでございますが、今現在国県、他の自治体についてはまだ導入が進んでいないようですので、そういった動向を見ながら検討の必要性を判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 先ほども申しましたように、やはりコンプライアンスという観点から、市の職員の労働環境をより改善することで市内民間企業にも波及し、それぞれワークライフバランスに関しましても前進できるように、そのためにも今後インターバル規制や残業の上限化等に関しましても、ぜひ前向きに改善されていくようお願いしたいと思います。

次の質問といたしまして、「ちゃんみよTV」について質問したいと思います。

「ちゃんみよTV」についてですが、過日新聞折り込みによりましてこの「ちゃんみよTV」のチラシ、そして内容を確認したわけですが、牛久市の小さな放送局から小さな

情報を毎日お届け」というキャッチフレーズでチラシが印刷されておりましたが、この「ちゃんみよTV」は市の情報提供のツールとして、プロモーションも含めどのような内容だったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 私のほうからは、情報提供のツールとしてシティプロモーションがどう位置づけられているかという御質問のほうでお答え申し上げます。

市の魅力発信という観点から考えれば、「ちゃんみよTV」も1つの情報発信、いわゆる1つのメディアではありますが、これは独自で活動されているものであり、市として「ちゃんみよTV」をシティプロモーションの情報発信のツールとして位置づけをしているものではありません。

市のシティプロモーションとしての情報発信のツールは、それぞれの媒体の特性、また受け取る側の利用状況を踏まえまして、効率的に情報を発信することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 1つの民間のメディアというような位置づけで、市のほうは評価していたということですが、過日同僚議員への答弁から、委託料も含め牛久市の今後というものを詳細に答弁されましたので、私のほうではこのNPO法人「ちゃんみよTV」がありますエスカードの場所の提供は、どのような状況になっているのか。また、そのほかに何か支援していることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 私のほうからは、エスカードビルの場所の提供についてお答えをさせていただきます。

牛久駅東駅前のにぎわいや活性化を図るために、平成21年に市民の皆様に御参加をいただき、牛久駅東口駅前利活用ワークショップを開催し、意見交換を行っております。その後、ワークショップ参加者の有志により「牛久駅前かっぱつ化実行委員会」が創設され、平成23年度より駅周辺のにぎわいと活性化に向けた具体的な活動が始まりました。その活動を支援するために、市としては平成24年度より補助金の交付を行ってまいりました。当時の主な活動内容としては、「駅前どんどん祭り」の開催、「かっぱつ化マップ」の制作、発行などが実施され、平成25年度にはインターネットテレビを利用した牛久の情報発信活動の提案がございまして、情報発信ツールとして「ちゃんみよTV」を活用するという話がございました。

さらに、その情報を発信する場所として、駅周辺のにぎわいと活性化を創出するという意図

から、エスカード牛久2階に整備された市役所エスカード出張所内カウンターを利用したいというふうな意向があったため、市としては駅周辺のにぎわいと活性化に資する情報発信であるという趣旨を踏まえて、「かっぱつ化実行委員会」に場所の提供を行っているところでございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） その場所の提供に関しましてはどのように、賃貸契約とか、それとも無料提供とか、その内容をちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 場所は、無償で提供をいたしております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） そうしますと、同僚議員の質問の中の答弁で、今後この「ちゃんみよTV」に関しまして、委託金等は平成29年度の予算化はしていないというふうに認識しましたが、今後場所の提供を継続するのかどうか、再度確認したいと思ひますし、そのほかに何か支援しているものがあるのかどうかということも、伺いたいと思ひます。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 場所の提供に関する継続についてでございますが、「ちゃんみよTV」を活用した牛久市の情報発信につきましては、「牛久駅前かっぱつ化実行委員会」の提案ということになっておりまして、情報発信内容としましては牛久市に関するニュース、牛久市内のイベントとか観光情報、その他市内で活躍する方々をゲストに迎え、牛久市の魅力をお話いただくなど、さまざまな情報発信をしておるようでございます。

昨年度実績としましては、月曜から金曜の午後6時45分から1時間情報を発信し、延べ146人の方々に御出演をいただき、市内の名所・市民団体や事業者の活動内容などの紹介を行い、視聴者も1日当たり約1,000人を超えるアクセスがあると伺っております。そういった1,000人を超えるアクセスがあるということで、牛久市のPRに貢献していると考えておりますので、今後も継続して無償で貸し付けを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、いろいろな方々に牛久市を知っていただき、さらに多くの方に訪れていただけるよう、情報発信内容につきましても「かっぱつ化実行委員会」と今後勉強してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 急に全て今まで支援していたものが、場所から委託金からというふ

うにはならないかなというふうに考えているところなんですけれども、現在急速に発達したネットやソーシャルメディアは、今後さらに増加されていくと考えられますが、やはり先ほど答弁にありましたようにアクセスが1,000件以上あるということでもありますけれども、メディアリテラシーと言われる問題の本質を見きわめていかなければならないというようなことを、市民が身につけることが問われる時代でもあります。今後、牛久市がこの「ちゃんみよTV」を活用する際は、適宜必要に応じてというふうな同僚議員への答弁でありますか、奥歯に物が挟まっているような答弁でしたが、やはりどのような状況のときに市民に提供する情報を、この「ちゃんみよTV」を活用した形で発信するのかということを、市民の皆さんの血税を使うことから明確にしておく必要があると考えますが、その辺につきましてはどのように今後考えていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えします。

この前石原議員の質問にもお答えしましたが、今後は今ある媒体を最大限に生かしまして、情報をわかりやすく市民に発信していくようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 場所の無料提供をするのは、やはり市の活性化ということで一事を成しているから、そういうことの1つの考え方として場所の提供は今後についても無料であるというふう考えるわけですが、やはり同じようにNPOを実施している中でも、どれだけ費用対効果というものを、同僚議員も1時間に30万円も払うのはちょっとおかしいんじゃないかというような質問でもありましたけれども、その辺につきましてもやはりそういう商工会等の宣伝であれば、当然そちら側の方たちがそういうものについてしっかりと保管しながら、負担しながら、こういうものを実施していく必要性があると思います。

今市民の方たちは、もう負担が山ほど、国政の制度がどんどん改悪されておりますので、負担が増大する中で大変こういうものに対してナーバスな状況になっておりますので、やはりその辺につきましてもお金の使い方については、しっかりとした理念のもとに使っていただければと思いますが、そういう中でどんどん、今よくレガシー、要するに政治的遺産ということで、それぞれのトップがそれぞれの自分の思惑でどんどん新しい箱ものや、そしてまたソフト面でのいろいろな税金を使うことを行うわけでもありますけれども、そういうものを含めて肥大していくこの行政を否定することはなかなかできないことでありますが、しかしながら先ほど申しましたように税金を納める方たちは大変な思いで、1円のお金も安くなるような買い物をしながら生活をしておりますので、常に費用対効果、そして優先順位等の事業の見直し

ということも考えながら、歳入と歳出のバランスということも常に頭の中に置きながら、そのような観点で執行をそれぞれの事業においてしていただければと思います。

そういう中で、事業仕分けで行政の肥大化を防止するという考え方について、全体的に牛久市の今後の方向性ということで最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの質問、情報放送の業務委託の見直しにつきましては、来年度予算に向けて市の情報発信について現状を分析いたしました。現在メルマガを初めFMうしくうれしく放送、さらに昨年リニューアルしたホームページや広報うしくなどで市民が欲しい情報を得やすくなってきていることが、昨年実施した市民満足度調査の結果でも出ている状況でございます。放送については、先日石原議員へお答えしたとおり、来年度も引き続き市観光協会ではイベント情報及び協会加盟店の紹介などについて行っていく予定と伺っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今答弁がありましたように、この「ちゃんみよTV」についてもですが、全てのことに關しまして常に我々は市民の立場を理解しながら、そして市民の納税の御苦勞を勸案しながら、やはり執行を遂行していかなければならないというふうに考えております。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時5分といたします。

午前11時46分休憩

午後 1時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 先ほど、黒木議員の長時間労働に関する一般質問の答弁の中で、現業職員の組合とサブロク協定を結んでいると答弁をいたしました。協定は結んでおりません。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番長田麻美君。

〔5 番長田麻美君登壇〕

○5 番（長田麻美君） 改めまして、こんにちは。日本維新の会、会派無会派の長田麻美でございます。

通告に従いまして、一問一答方式にてなるべく簡潔に努め、質問をさせていただきます。

ことし熊本地震、鳥取地震など、大規模地震が相次ぐ中、本市におきましても震度 5 を超える地震なども起こっており、より大きな地震がいつ起こるかと常に不安を抱えているところでございます。このことは、今定例会において同僚議員からも防災についての質問が多いことでございますが、一部の重複をいわず質問をさせていただきます。

国内外で災害が相次ぐ中、それに倣い本市においても市民が大規模災害時に混乱を招くことを防げるよう、未然の対策、準備が大変重要であると存じます。先月 26 日に牛久小学校で行われました防災訓練は、夜間の災害を想定し、無灯の中での対策本部の動きのシミュレーションや上町・下町・牛久西ニュータウン・秋住の 4 地区の皆様が、各行政会館から第 2 次避難所の牛久小学校まで夜道を歩いての避難訓練など、新たな取り組みで大変身になる訓練であったと思います。

防災訓練に参加してくださった市民の皆様は、この訓練の成果もありますし、普段からの災害に関する意識の高さもあり把握されていることと存じますが、市民によってはいざというときにどこに避難をすればいいのかわからないといった方もおられるようでございます。第 1 次避難場所の区民会館前、第 2 次避難場所の小中学校前には避難所のサインがございしますが、意識をせずに通り過ぎてしまう方も多く、また「ゆれやすさ防災マップ」にも行政区ごとの避難場所の記載がされておりますが、そのマップが手元にないといった方もおられると思います。そのほかに、どのような周知をされているかお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 避難所等の周知についてお答えします。

市では、第 1 次避難場所として各行政区の区民会館など 68 カ所、第 2 次避難場所として市内各小中学校及び高等学校 16 カ所を指定しております。各区民会館の前には「第 1 次避難場所」、各学校には「第 2 次避難場所」の看板を表示するとともに、市ホームページの「ゆれやすさ防災マップ」で地図上に表記して周知を図っており、転入手続の際にもマップを配布して防災に関する情報をお知らせしております。また同様の情報は、全戸配布している市民便利帳にも掲載しております。

発災時に市民が利用する第 1 次避難場所、第 2 次避難場所は各 1 カ所ですので、御自分の地域の各避難場所を把握し、有事の際に速やかに自主的に避難行動をとることも重要であります。行政からの情報に頼るだけでなく、「自分自身は自分で守る」という「自助」の精神、「みづか

ら情報を得る」ことも非常に重要ですので、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 市主催の避難訓練、炊き出しなどの防災訓練は年に一度行われておりますが、避難所での避難生活を想定した体験型の訓練も必要であると考えます。行政区世帯ごとの区画割はどのようになるのか、どのようなパーテーションなどで区切るのか、物資はどのように配布されるのかなど、事前に把握をしていれば市職員だけに頼ることなく、住民みずからが進んで動けるのではないのでしょうか。せっかく山村先生とも防災アドバイザー契約を結んでいるわけでありまして、山村先生にも参加していただくことでよりイメージのつきやすい訓練が行えるのではないかと思います。そういった避難生活重視の訓練を地区社協だけではなく、市主催として行っていくお考えはあるかをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 震度6以上になると、人は動けないそうです。また、パニック状態となり何もできないということで、体験者が語っておりました。自分も他人も動けないパニック状態であることを前提とした心構えが必要であると、体験者の方が言っております。そのような状況を鑑み、震災から身を守り適切に避難することが重要であるとの観点から、お答えいたします。

これまでに3年間をかけて牛久地区、岡田地区、奥野地区と総合防災訓練を行い、市民の防災意識の高揚、防災に対する知識の習得を図ってまいりました。

そして今回から、これまでの展示型の訓練から実践型の訓練に切りかえ、牛久小学校を第2次避難所とする上町、下町、秋住団地、駅西ニュータウンの市民が中心となり、夜間の避難訓練を実施いたしました。暗い中での訓練に際し、避難経路上の危険箇所などを認識していただき、実践に備えていただくとともに、市、災害対策本部としても問題点を洗い出し、情報提供を図ってまいります。

平成29年度以降、順次第2次避難場所ごとに避難訓練を行い、行政区ごとの問題点を洗い出し、情報を蓄積して改善、対応に当たってまいります。

また、今回の避難所開設までの訓練ですが、避難生活の体験・運営につきましては、市民主体、行政区及び地区社協等が主体となって実施していくことが望ましいと考えています。今後、訓練につきましても調整を図ってまいります。

また、今回の夜間訓練についても、さまざまな私たちの課題点が見つかりましたこと、またそれを各区長さんに配付いたします。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） それでは、次に学校生活の中での避難対策についてお尋ねをいたしま

す。

2011年の東日本大震災の津波で、宮城県石巻市大川小学校の児童、教職員の方を含め84名の方が犠牲となってしまったことで、遺族の方々と市・県の裁判が行われたことが大変大きな話題となりました。

そこで、大きな争点となっているのが、避難時に引率していた教職員の方の判断が正しかったのかどうかということです。幸い、本市におきましては津波での災害の可能性は非常に低いと予想されますし、学校での避難訓練や引き渡し訓練も定期的に行っていただいております。しかしながら、天災は何が起るか分からない、想定していなかったことも起こり得ますので、マニュアルどおりにいかない可能性も十分に考えられます。

そうした中で、やはり引率する教職員の方々の瞬時の判断力が重要になってくるだろうと考えますが、緊急時の引率訓練、また危険回避のシミュレーションの訓練等は行われているか、または取り入れていくお考えがあるかをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の災害時の対応についてですが、先ほどお話ししましたように大川小学校では児童教職員を含め84名の方が犠牲となりました。大川小学校は海から約4キロメートル離れており、津波が到達すると想定した避難訓練はしていなかったそうです。このことから、日ごろの備えとして避難訓練が大変重要であるということは言うまでもありません。

本市においても、各校でそれぞれの計画に基づいて年間3回程度の避難訓練を実施しています。実際の災害を想定して、実施方法にも工夫して、保護者協力のもとで引き渡し訓練を行ったり、区長さんと連携して地域ぐるみの訓練を行ったり、中学校区で合同避難訓練、引き渡し訓練をしたりしています。今学校では、地域とともにある学校、地域に抱かれた学校、そしてコミュニティスクールを目指した取り組みをしています。児童生徒だけでなく、教師も地域の行事や奉仕活動などに積極的に参加するようになってきています。そこで、地域に深くかわり、より詳しく地域を知ることができるようになることが、大災害などの緊急時の判断力を身につけていくことにもつながっていくと考えています。

今後も、授業を通して思考力や正しい判断力を育成し、大規模災害時には全ての児童生徒が安全に避難できるように対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） たびたび報道などでも、大災害後の行政の対応が取り上げられ、危機管理不足や対応などへの不満などに焦点が当てられておりますが、大災害の被害に遭ってしま

った行政の職員の方々は不眠不休で働き、本当に大変な思いをされたことと存じます。しかし、行政側が心から必死に対応をしていますが、混乱時には市民に伝わらないこともあると思いますので、事前の備えが大変重要であると思います。「備えあれば憂いなし」と申しますとおり、日々の訓練や危機管理等の市民への周知をより充実させていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、余談ではございますが、前回の夜間での避難訓練では、体育館の床にブルーシートを敷いたところに市民の皆様にお座りをいただき、長時間の説明を聞いていただきました。大変寒かったと思います。本番さながらに緊急時を想定してとのことですので、いたし方ないことだとは思いますが、ブルーシートの下に1枚アルミ製の保温シートを敷くだけでも冷たさが違うと思います。安価でさほど予算のかからないことでありますし、重ねて収納でき、実際の避難時にも使用できますので、御用意をされてはいかがでしょうかと思います。

それでは、大きく分けて2つ目の質問になります。給食費の無償化の実現に向けての質問をいたします。

2015年に本市におきましても、牛久市創生まち・ひと・しごと総合戦略が策定されました。その中で、基本目標の筆頭に掲げられているのが、「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」ということでございます。その中の出産・子育て支援を強化し、夫婦当たりの子供の数をふやす、またその世代の転入を促進し、市内での出生増加を促すとともに地域の世代循環を生み出していくということを着眼点とし、質問をさせていただきます。

牛久市は、貧困世帯・ひとり親世帯に対しての児童扶養手当、就学援助制度などの助成も用意されております。また、全児童生徒に対しても無料のカップ塾の開設や、18歳までのマル副の拡充などが実現をしております。根本市長を初め、担当課各位の御尽力のたまものと感謝申し上げる次第でございます。しかしながら、こうしたさまざまな取り組みが充実してきてはありますが、本気で出生率を上げるという点におきましては、もう少し全ての子供たちが平等に受けられる助成が必要であると考えます。

私は、かねてより全ての教育費は無料化にすべきであると考えておりますが、財政的にも今すぐに全てということは現実的ではありませんので、まずは給食費の無償化の実現について考えてはかがかと思うところでございます。

1つ目の質問といたしまして、確認の意味で市内の学校給食費の未払いや滞納状況などについて伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問の給食費の未払いや滞納状況についてお答えをいたします。

牛久市における学校給食費の未払いや滞納状況につきましては、毎月末に口座より引き落としができず、未払いとなっている方に対しまして督促状の発行・送付、年3回の児童手当の支払いに合わせての納入相談、個別連絡などを実施をいたしまして、昨年度最終的に年度を越したものは242件、187万6,020円となっております。これらも、6月の児童手当支給時に大半の徴収ができていた状況にあります。現在は、過年度を含め20件、14万740円の未払いという状況にあります。この未払いに対しましては、収納課におきまして滞納徴収を継続的に実施をしているところであります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 超高齢化となり、日本中で少子化の対策は考えられておりますが、あと一歩抜き出た施策がなければ、はっきり申し上げまして出生率の増加は難しいと思います。生まれてから大学までの教育費用は、全て公立の学校に通えたとしても、子供1人につき最低1,000万円かかると言われております。産み育てる立場の目線で申し上げさせていただくならば、この不景気の中夫婦当たりの子供の数をふやすと言われましても、産みたくても産めないのが現状でございます。

現在は、人口微増が続いている本市であります。人口ビジョンにもありますように、出生率1.41のままで今後人口減少と急激な少子高齢化の同時進行をとめることはできません。牛久市の目指す出生率2.1に近づけるようにするためには、本気で改革をする必要がございます。子育て世帯の牛久市への転入や出生率を上げるためには、家庭の状況にかかわらずどの家庭でも受けられるサービスが必要となります。

全ての子が受けられるサービスという点では、カップ塾なども開かれているところでございますが、塾については通わせたいと思う御家庭と、家庭だけで十分勉強が行えるというふうに通御家庭によりさまざまなお考えがございますし、部活やほかの習い事で時間が重複し通えない子もおりますので、全ての子供たちが参加できているとは限りません。

そこで、全児童生徒が受けられると考えますと、給食だと考えるわけでございます。給食による食育も重要な教育の一環であり、どの世帯の子供たちも必ず受けられ、ほかから子育て世帯を呼び込む目玉として、「牛久市では自校式のあたたかいおいしい給食が無料である」というのはとても魅力的で、他近隣自治体に差をつけられる施策であると考えます。また、先ほど答弁いただきました給食費の滞納・未納についての問題や業務などもなくなりますし、援助を受けていない隠れ貧困世帯にもとても大きな支援となります。

児童手当が支給されるとともに、未払い分を回収しているとの答弁もございましたが、そうしますと何のための児童手当なのかがわからなくなってくることもございますので、大きな予

算のかかることでありますので簡単ではないことは重々承知をして質問をいたしますが、今後学校給食費を無償化にしていくお考えはありますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問の学校給食無償化の考えについてお答えをいたします。

学校給食の無償化につきましては、全日本教職員組合が本年４月に行った調査結果を報じた新聞報道がありまして、それによりますと全国で無償化を行っているのは４４自治体で、どちらかといいますと人口の少ない自治体での導入が目立つという状況にあります。県内では、完全無償化ではなく第２子以降に補助する一部無償化を実施している自治体もあります。平成２７年度牛久市の学校給食においては、５月現在の児童生徒数６，５３１人に対して給食を提供し、食材費として年間３億６，８１３万円を支出しております。これに対しまして、給食費として小学生月４，３２０円、中学生月４，６９０円を徴収をしております。年間３億５，９８５万円の歳入がありました。

牛久市におきましては、平成２３年度に学校給食を公会計に移行しまして、保護者からの給食費の徴収につきましても教育委員会事務局が行い、効率的な運営を行うこととなるべく多く地場産の安全・安心な食材を使った給食の提供に努力をしております。全国的には、野菜の高騰によりまして給食の提供日数を減らす例も見受けられる状況であります。牛久市においては決してそのようなことのないよう、公会計での効率的な運営と保護者からの給食費の徴収の努力を日々続けているところであります。

学校給食法によれば、給食にかかる人件費や施設の整備修繕等は公費負担、食材費は保護者負担とされております。実際、牛久市において給食にかかるお金といたしましては、食材費以外に給食をつくるための調理委託の費用、光熱水費、各学校に１人ずつ配置する栄養士などの人件費、学校給食を運営するための事務局の人件費、給食室の機械機具などの設備費などさまざまな費用がかかっております。これらの費用は公費で賄われておりまして、公費負担の割合としては２７年度の学校給食費７億２，７２９万円のうち５０．５％となっており、現状でもかなりの財政負担を行っている状況にあります。このようなことから、給食費の無償化につきましては、人口増加策としての他市町村での実施状況等も観察しながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

一方で、貧困対策としての給食費の支援につきましては、就学援助制度により行われております。教育委員会といたしましては、この制度を必要とする世帯がきちんと受けていただけるよう周知徹底、及びスムーズな手続に向けての検討を行い、長田議員御指摘の援助を受けていない隠れ貧困世帯が生まれないように努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたし

ます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 現状においても、かなりの財政負担を行っているとのことですので、本当に厳しいことであるとはより深く承知をする次第でございますが、しつこいようですが本当に出生率を上げるのであれば、どこかを削ってでも育児や教育にける予算の確保は必要でござい。私は、一貫して子育て環境や支援についての質問をさせていただいておりますが、もちろん高齢者の方々や子供のいない御家庭を軽視しているわけではございません。しかしながら、出生率を上げる施策や子育て世代への支援が今後の地域や国の存続のかなめであり、その基盤をつくることができなければ高齢者の方を初め全ての市民を支えることもできません。学校給食費の無償化は無理だと決めつけず、まずは補助を出すことから始めるなどの柔軟なお考えを持っていただき、取り組んでいただきたいと思います。

それでは大変恐縮ではございますが、根本市長にお尋ねをいたします。

根本市長は以前、「市政運営は家庭のようなものである」というような表現をなされました。私も同じような答弁をさせていただいたこともあり、大変共感しているところでございます。同じような例えとして続けさせていただきますと、現在市長は市の父のような立場になられ、家を建てたり既存の建物の補修など、いわゆるハード面、学校や武道館などでございますけれども、力を注いできた経緯が見受けられますが、一家の主として家族が生活をしていく建物を用意するのは大変重要であり、賛同してまいりました。

さて、今後ハード面に一段落がつきましたら、次は子供たちが食べるに困らないようにしていく施策ではないかと思うわけでありますが、次はソフト面での子育て世代を呼び込めるインパクトのある教育支援をと考えますが、今後給食費の助成・補助など、違う面でも構いませんけれども、ソフト面での補助などを考えていくお考えはあるかをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は皆さんに、何かハード面ばかりやっているようなことを言われますが、教育に関してはやっぱりソフト面も大事だと思っております。財政の猶予がございましたら、やはり給食というものを私は少ないながらも皆さんに安心して、そういう食育というものも大切でござい。しっかりとやっていきたい。ただ、現在はどうしてもいろいろな税収なども落ちてござい。さまざまな問題もござい。もうちょっとお待ちいただきたい。そして、何かいい方策が見つかりましたら、すぐこのようなソフト面でも、そして子供を育てやすい環境について頑張ってやりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 急な質問にもかかわらずお答えをいただきまして、ありがとうございます。どうしてもハード面に力を注いでいるということが目立ってしまっておりはおりますけれども、かなり根本市長は教育の面に関してはいろいろな面で対応していただいておりますので、今後その辺が落ち着きましたらソフト面での施策を、目玉となるようなことを行ってくれると思いますので、御期待を申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

牛久市指定ごみ袋を、レジ袋型に変更することについての質問をさせていただきます。

この質問につきましては、去年の12月定例会で同じような質問をさせていただきましたが、1年が経過をいたしましたので進捗状況等の確認も含めまして、再度質問をさせていただきます。

特に使用頻度の高い可燃物用のごみ袋について、「使いづらい」「早くレジ袋型に変えてほしい」との要望をいまだに多くいただいております。近隣自治体とのごみ袋の値段等の比較につきましては、去年の自身の質問と重複いたしますので割愛いたしますが、多くの市民の要望している指定ごみ袋を平袋タイプからレジ袋タイプに変更することに当たっての、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 長田議員の指定ごみ袋の形状変更についての御質問にお答えいたします。

平成27年第4回牛久市議会定例会において長田議員の御質問にお答えいたしましたとおり、現在牛久市で使用している「平袋タイプ」の指定ごみ袋につきましては、平成7年度に指定ごみ袋モデル事業調査として市内3行政区を対象に3カ月間、大きさや色など種類ごとに違うごみ袋を実際に使用していただき、使用者である市民の皆様から使用状況等の御意見を参考に、「平袋タイプ」に決定した経緯がございます。

御質問のレジ袋タイプは、現在の平袋タイプの指定ごみ袋と比べ、持ち手部分の型抜きやマチ部分作成の工程がふえることなどの経費がふえることにより、約20％程度のコスト高となります。

また、ことし8月にごみ集積所排出実態調査として、市内を住宅地区と農村地区の7地区に分けて、無作為に家庭ごみを収集し排出内容を調査した際、各地区20世帯、計140世帯からごみの減量、資源化に関するアンケート調査を行いました。回答のあった74件の中で、「不燃ごみ専用袋の大きさを見直してほしい」「白色トレイ・発泡スチロール専用袋の使用頻度が少ないので、指定袋をなくしてほしい」などの要望が5件、「持ち手をつけてほしい」など現在の指定ごみ袋の形状等に関する変更要望は2件でありました。

指定袋の形状につきましては、本アンケート以外に平成24年度から本年度までで持ち手をつけてほしいなど3件の御意見が寄せられており、議員からの御質問が寄せられていること、指定ごみ袋導入から約20年が経過していることから、今年度開催予定の「牛久市廃棄物減量等推進審議会」で再検討いたしまして、多方面から御審議いただく予定でございます。

指定ごみ袋は、市民生活に一番身近なものであることから、市民の皆様の御意見を聞くことが最優先であると考え、来年度に実施いたしますごみ減量化のためのアンケート調査の中に、指定ごみ袋の形状についてのメリット・デメリットの設問を設け、広く市民の御意見を聞くための郵送料の予算を計上いたしました。また、指定ごみ袋は誰が必要とするものであることから、お使いになる方の負担増にならないよう慎重に協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ただいま御答弁いただきました「牛久市廃棄物減量等推進審議会」は、どのような方々が何名ぐらいで構成されるのか。また、審議会の開かれる回数や予定などありましたら、お伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 廃棄物減量等推進審議会についての御質問にお答えいたします。

牛久市廃棄物減量等推進審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例」に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量に関する事項を審議するため設置するものでございます。

今回の審議会は、平成23年度に策定いたしました「牛久市一般廃棄物処理基本計画」が平成23年から平成32年までの計画期間10年のうち、中間に当たることから計画を再検証し見直しを行うため開催するもので、これにあわせさらなるごみ減量化に向けた取り組みや、市民や議会から御意見が寄せられている指定ごみ袋の形状、平成24年度から刈谷行政区で実施しております生ごみ堆肥化事業等について御審議いただく予定でございます。

同審議会は本年度中に開催し、2年間で8回ほどの開催を予定しております。審議会委員構成メンバーは、大学教授を初め廃棄物処理に関する専門知識を有する学識経験者5名、家庭から排出されるごみの分別等に接する機会の多い女性の立場から議論していただくために、市民団体の中から4名、廃棄物の処理に関し市民の立場から市民目線で議論していただくことを目的とし、一般公募を含む市民代表5名の計14名を予定しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 審議会がこれから開かれるということなので、通告にありますごみ袋の形を変更する時期についての質問は控えさせていただきますが、本年度の予算でこの審議会についても計上されておりますので、早期に開いていただければと思います。

また、以前にも申し上げたと思いますが、平成7年に一部の行政区を対象にモデル事業調査を行ったということでございますが、20年以上も前の調査結果のまま変更や審議などをしていないというのはいかがなものかと思います。近年では、指定ごみ袋をかけるごみ箱もさまざまな形のものが出ておりますし、時代に合わせ生活スタイルも変わってきております。また、既に変更がされております近隣自治体の持ち手付レジ袋タイプの価格が、本市の平袋タイプの値段とさして変わらないところを見ましても、単純に20%のコスト高になるというのは疑問を感じてしまうところでございます。

ごみの減量についてとともに、そういった点も踏まえていただき、ごみ袋の形についても慎重に御審議くださるようお願いを申し上げます。

私の一般質問は、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時55分といたします。

午後1時42分休憩

午後1時55分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。今回、2項目について質問をいたしたいと思います。

初めに、中央図書館についてであります。今議会の一般質問で、同僚議員より中央図書館について質問がございましたが、別な観点から取り上げたいと思います。

まず、初めに図書館の仕事とは何かということ、そして現状の蔵書数、利用実績、利用者数、利用時間等についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

図書館は、図書館法におきまして「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存をして、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されております。そして、資料や知識、情報を提供することを中心としたさまざまな活動を通して市民の生活の質を高め、教育・学習を推進し、新しい知識や文化の創造を促しながら、よりよい社会を実現することを目的としております。

御質問の図書館の現状につきましては、ことし3月末現在の視聴覚資料を含めた資料の蔵書数は31万6,242点、また平成27年度における貸出点数は63万2,352点で、貸出者数は15万3,819人となっております。来館者数につきましては36万8,685人で、1日当たりの来館者数は1,113人となっております。

また、図書館の運営につきましては、平成15年度からNPO法人リーブルの会との協働運営を始め、これにより開館日数や開館時間の大幅な拡大が実現をされておまして、平成27年度の開館日数は331日、開館時間は実に3,960時間で、茨城県内第1位となっております。今後も引き続きサービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今次長のほうから、図書館の実態についての答弁がありました。図書館というのは、地域の人たちの交流の場でありまして、文化活動の場でもあったり、その機能というのがますます多様化しております。市民からもたくさんの要望が、図書館にも届いているのではないかと思います。図書館というのは、やはり誰であっても図書館に行けば、知識とか情報に平等に接することができる貴重な場となっています。同僚議員の質問にもありましたが、図書館に行った人が誰なのか、そういうような基本的人権を守るためにもなくてはならない存在というふうに考えております。

そういう中で、今開館日数が331日ですか、365日を考えれば本当に市民サービスの向上ということで開館がされているということは、市民にとっては大変ありがたいというふうに思います。しかし、図書館法の中で定められていました、今3点の項目のことをおっしゃったと思いますが、必要な資料を収集するということや、整理とか保存をして市民に公開をしていくとか、教養や生活を豊かにする、大きく分かれてこのような目的のために図書館というのがあるというふうに私は理解いたしております。

さらに、現在の蔵書数につきましても約32万冊ですか、そのような蔵書数にあります本ですね。今後、やはり常に新しい情報が市民に提供されなければならないと思いますが、今後の蔵書数の考え方はどうなのかということを伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 蔵書数の考え方ということですが、先ほど御答弁させていただきましたように31万という冊数ということになりますので、できるだけそういった多くの市民に御来場いただいて、できるだけ多くの図書に目を触れていただけるような、そういうことに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 確かに今の施設の状況、そしてまた三日月橋、それからいろいろなところにも、まだ奥野とかにあると思いますが、現在の図書館のスペース的にはやはりこれが限度なのかなというふうに、今の答弁から考えました。

2点目のところで、先ほど平成15年からNPO法人リーブルの会と一緒にやっているということなのですが、その現状についてお尋ねをしたいと思います。市民との協働をうたっておりまして、館内での貸し出し、返却、そういうような業務以外に学校へ図書を配送する学校図書館ネットワーク、これも確かNPO法人が担っていると思います。市民にとってはNPO法人が図書の運営に携わっていても、例えば学校など、保育園などへの配送であっても市が行っている事業と考えられると思います。委託業務の内容につきまして、そしてまた図書司書の人数と、その業務内容についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えをいたします。

NPO法人リーブルの会の委託業務内容につきましては、図書館業務と学校図書館ネットワーク支援業務の2つの業務に分けられます。図書館業務につきましては、カウンター業務や資料の配架や整理、修理業務を初め、三日月橋や奥野生涯学習センター、エスカード出張所、リフレ図書カウンターなどへの資料の配送や回収を行っております。また、学校図書館ネットワーク支援業務につきましては、中央図書館と小中学校や幼稚園、保育園、児童クラブの間の資料の配送業務を行っておりまして、小中学校につきましては毎週木曜日に資料の配送及び回収を行い、幼稚園・保育園及び児童クラブにつきましては月1回絵本や児童書の配送及び回収を行っております。

司書とリーブルの会の業務の分担につきましては、現在カウンター業務については14名の司書とリーブルの会が一体となっておりますが、司書資格を生かした相談支援等の専門的な業務に専念をさせ利用者サービスの向上を図るため、カウンター業務についてはリーブルの会が主体となっていく体制へと移行の準備を進めておるところでございます。司書は「人と情報をつなげる」ことが最も重要な仕事であり、司書の業務をより専門的な業務へと比重をふやすこ

とで利用者が抱える課題を解決するための支援体制が充実し、利用者に寄り添ったきめ細やかな相談体制が構築できるものと考えております。

移行の時期につきましては、来年4月をめどとして準備を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今御答弁いただきましたが、現在は図書司書の方もカウンター業務というんですか、それに携わっているというようなことで、来年の4月を目途に仕事の内容、それを考えていくということだと思いますね。今、NPO法人の仕事もちろんそうなんですけれども、図書司書の仕事というのは、図書司書は専門の資格を持った方がやっているの、仕事の内容はおのずと違うというふうに私は考えるわけなんです、現在の仕事については同じような仕事をやっていたりするというふうに考えたんですけれども、その辺ちょっともう一度明確に仕事の違いについて伺いたいと思います。

私、図書司書については図書の相談、それから調べ物の支援とか選書、これはとても大事な作業と言われております。この牛久の地域にとって本当に必要な図書は何なのか、購入すべき本は何なのか、そういうものを長期的な視野に立って考えるのがやはり司書の仕事と考えております。そういうような仕事をやはり重点的にできるような、そういうような活躍の場をもう少し準備するべきではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

それと、リーブルの会の人数ですね、その辺伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 現在、仕事での違いは何かというところで、NPO法人リーブルの会と図書司書のいうところでありますが、先ほど御答弁申し上げましたように、リーブルの会につきましては図書の返却、あるいは受付業務、図書の貸出業務ですね、そういったこと。あるいは、学校等への図書の配送業務、そういった部分を担っております。図書司書につきましては利用者の調べ物、主に調査研究になりますけれども、利用者の調べ物の相談に応じるレファレンス業務、あるいは利用者が読みたい本を選んだり、必要な資料を探したりする図書の相談業務、そういったところ。あるいは講演会や講座等の企画・開催、そういった部分が主な職務になるかと思います。

御答弁いたしましたように、現在はカウンター業務におきまして、リーブルの会と司書が一体となって行っている部分もあります。遠藤議員御指摘のとおり、司書の専門を生かした活躍の場ということになりますので、人と情報をつなげるということを申し上げさせていただきましたけれども、重要なそういった職務がありますので、来館者に適切なアドバイスができる

環境の整備、また体制の構築ですね、そういった部分。あるいはまた予定になりますが、地域へ出向いての例えば図書に関する相談、サービスの拡大などもぜひ検討してまいりたいと思います。

以上です。

リープルの会の人数ということですが、54人ということになります。よろしくお願いします。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） リープルの会の会員の方が54名、そして司書の方が14名ということで、この方たちが牛久の図書館を311日ですか、そういうことで動かしているという実態がわかりました。

それで、やはり司書の方たちですね、非常に専門性を持っていらっしゃるというのは、今の次長の答弁の中でもわかりました。その司書の中で選書というか、毎年毎年購入する本、市のほうで購入すべき本というのを選んでいっていると思いますが、その選定の基準というかそういうものがあるのかどうか。そして現在、先ほど32万冊ですか、そのぐらいの本がある中で、当然新旧の入れかえ等も出てくるとは思いますが、その辺のことについてはどうなのかということを伺います。

選書というのは、例えばその地域にしかないような歴史の資料とか、高価な書籍というのはなかなか個人では購入することはできないし、当然やはり見る機会も限られてくるとは思います。図書館であれば、その役割を担うことができるということを考えるもので、その選書ということで選書の基準ですか、そういうものがあるのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 中央図書館長関 達彦君。

○中央図書館長（関 達彦君） それでは、中央図書館長の関でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

資料の選定につきましては「牛久市立中央図書館資料選定基準」、これ内規でございますけれども、基準がございます。選定の方法につきましては、市民からのリクエストによる選定、それから選定資料による選定、それから店頭、お店ですね、お店による選定、それから見計らいによる選定、それから寄贈による選定と、この5つの選定方法によりまして資料のほうの選定を行っております。

それから除籍につきましては「牛久市立中央図書館資料除籍基準」、やはり同じように内規でございますけれども定めております。それにつきましては、大きく分けまして3つの除籍の理由に基づき除籍をしております。1つ目が出版後20年以上経過したもので、資料の内容が現状にそぐわなくなってしまったものとか、あるいは利用が著しく低下したもの。それから忘

失といいまして、不明になって3年以上経過しているもの。それからその他ということで、他の図書館とかが蔵書をしていて、牛久の図書館ではその本を持たなくても大丈夫であろうと思われるものについては、除籍をさせていただいているというようなことでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） わかりました。そういうところで本の常に新しいもの、そしてまた最新の情報を、常に中央図書館ではそういうような情報をそろえている、市民サービスの向上に努めているということがわかりました。

3点目の図書館の今後の考え方に進みたいと思います。

中央図書館の司書でもあります竹吉優輔さん、12月1日号の広報うしくにも掲載されておりますのでごらんになった方もおられると思いますが、市から名誉館長、この称号が授与されました。平成25年に、「襲名犯」で江戸川乱歩賞を受賞されました作家さんです。ことしの10月には、取手市で「レミングスの夏」という映画の上映会があったようです。牛久で司書のお仕事をしながら作家活動を継続をしているということでは、1つ牛久の図書館を大いに宣伝する機会ではないかと考えます。

県南地域でも、先ほどの御答弁でもありました朝9時から夜9時まで、12時間開館しているのは牛久の中央図書館だけだと思います。以前に、閉館時間についての質問があったようですが、利用者がいる以上今までどおりの閉館時間という御答弁でございました。現在IT化が進み、調べ物はインターネットやスマートフォンで、正しいものかどうかは別としてもすぐに答えがわかるようになりました。しかしすぐに答えが出ていても、そのときはわかったつもりでもすぐ忘れやすく、苦勞して調べたものは記憶に残ると言われております。その点、読書は文字を覚えたり、著者の考えに共感したり、考える力がついてくるとも言われております。

12月6日に公表されました、ごらんになった方も多いと思いますが2015年度の学習到達度調査、PISAと言われている、先進国でこういうような調査をしているようです。日本の15歳の読解力が前回より平均点が22点も下がり、2009年の4位から8位と順位を落としたとありました。文科省のほうでは、筆記からコンピューターで回答する方式への移行が一因としましたが、日本の生徒が他の分野で操作に苦慮した傾向は見当たらないとしています。このPISAのほかにも、読解力の低下を示すデータがあることから、専門家は読解力の基礎となる語彙の量、つまり言葉の量だと思いますが、それが不足をしている、このように警鐘を鳴らしております。

読解力は文章を読み、内容を理解したかを問う調査であります。研究者の間では子供の読解力に疑問を持ち、中高生を対象にした調査を実施、短い文章を読んで選択肢を選ぶ内容だが、

簡単な文章の主語を読み間違えたり、「てにをは」などの助詞を正しくできていなかったりするような誤った答えが目立ったといいました。さらに研究者は、教科書の文章を理解できていない子供が多数いる危機的な状況だとも言っております。世帯人数の減少に伴って、家庭内での大人同士の会話が減り、活字離れで長文を読む機会が減ったことなどの環境の変化も背景にあるのではないかと、このように指摘をしております。

今回の調査結果とは別にしても、本を読む人々が減ってきているとも言われております。今の大学生に「私たち、本読みませんから」、このように言われ、私哑然としたことがありました。全部が全部そうでないと思いますが、「必要な情報はスマートフォンで取るので、要らない」というふうに言われました。

そういう中でも、牛久の図書館には小さいお子さんから小中高生やサラリーマン、また高齢者など、多種多様な利用者が訪れております。自分から図書館に足を運んできているということは、市民に必要とされ、市民に選ばれている図書館ということになります。今後市として考えていることは何でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

図書館の今後の考え方でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、司書は「人と情報をつなげる」ことが重要な仕事であり、司書の業務をより専門的な業務へと比重をふやすことで、利用者が抱える課題を解決するためのきめ細やかな相談支援体制を構築してまいりたいと考えております。

また、現職の司書で平成25年に江戸川乱歩賞を受賞した竹吉優輔職員に対しまして、先般名誉館長の称号を授与いたしました。名誉館長には図書館の運営に対する助言や市のイメージアップに協力をいただくとともに、図書館のさらなる利用促進を図るため図書館のPR活動にも支援を得てまいりたいと考えております。

一方、今年度と来年度の2カ年で「図書館基本計画」の策定を進めております。図書館基本計画は、平成30年度から39年度までの10カ年の図書館の運営目標となりまして、目標の達成時期や内容が明確化され、将来を見据えた図書館運営の基本となる計画であります。この計画の策定については、名誉館長にも助言を得るとともに、図書館協議会への諮問やパブリックコメントを通じて広く意見を集約し、民意を反映した計画としてまいりたいと考えております。

今後は、図書館基本計画の策定とともに、多くの市民の図書館の仕事が期待をされ、図書館に求められる役割を適切に果たしていけるよう、そして利用者が1人でもふえるように、図書館の機能と価値をさらに高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今後の図書館のあり方というか、図書館の計画をつくりながら「市民と情報をつなげる」、そういうような問題が今後充実していくというふうに理解をいたしました。

私のほうで、これは昨日の同僚議員への教育長の答弁が、不登校の児童生徒の居場所の1つとして図書館の活用というような御答弁があったと思います。確かにそういう状況になりますと、図書館にかかわる方たちですね、このときはどういう方がかかわるのか今後の問題なので、いろいろと個人情報の問題もあります。司書の役割、図書館の方たちのことになってくると思いますが、そういうような状況も踏まえて図書館にかかわる人たちの全体の研修など、そういうふうなことが必要となってくるのではないかというふうに思います。

今後の考え方、そういう図書館を居場所の1つとして考える考え方について伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

昨日、前回の一般質問のときにも御答弁をさせていただきましたが、図書館を子供たちの不登校、あるいはちょっとお気持ちが弱くなった子供たちの居場所として、図書館の利用をしてはどうかというところであります。図書館についても、ぜひ広くPRをするわけではなくて、ぜひ静かな支援というところで子供たちに図書館の居場所を、例えば学校での保護者と生徒と担任の先生との相談のときに、図書館の存在を静かにちょっと教えてあげるような、とりあえずきぼうの広場等につなぐ間としてまずは図書館の存在を知っていただく、そういったことを行いながらそういった機能もあるということをやまずは位置づけをしていきたいと思います。

司書については、できるだけその研修を行いながら、毎日ある程度子供たちが図書館に見えるようであればちょっと声をかけてあげる、まずは声をかけてあげて、それで時期を見てきぼうの広場、あるいは学校との連携を探る、そういった部分をまずは取り組んでいきたい、そのように思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） きの子供たちが学校に復帰するという話なんです、結局学校に行くまで希望の居場所に一緒に行ってやったり、途中で待っていてあげて、待ち合わせをして連れていってあげたりと、中間的なことをさらっとやりながら、ひとりで行かせるのではなくて、つき合うとか時間を決めて待ち合わせるとか、細かな配慮をしながら子供たちの復活を

図っているわけですので、きぼうの広場の職員もそういった形でどこかでフォローしながら徐々にステップをつくってあげられたらなと思っています。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 昨日も不登校の問題を取り上げておりましたが、きぼうの広場の専任の職員の方は要するに子供たちとそんなに年齢の差がないというか、ちょっと自分より年上のお兄さんというか、そういう感じで非常に子供たちの気持ちになって受けとめてくれているということが、非常に効能を発しているのではないかと思います。

それで、この図書館の活用という中で不登校の子供たちの居場所、静かな支援というふうに次長のほうはおっしゃっていましたが、実際に鎌倉の図書司書ですか、その方たちが発したことによって「ああ、図書館がそういう場所になり得るんだ」ということを改めて感じた方もいらっしゃるんじゃないかと思います。誰が何をどういうふうに支援ということではなくても、そういう場所が1つあるというだけでも、子供たちは少しは安らぐ場所があるというふうに私は考えます。

それで、図書館というのが本当に市民の中で重要な位置を占めているということの1つには、やはり私も牛久の図書館が図書館であってほしいと願うことから言っているわけなんです、近隣で図書館を指定管理者にしたり、またどこかに委託、これも業者に委託をするというかそういう中でいろいろさまざまな問題が出ているということも聞いております。ですから、やはり牛久は牛久の図書館として存続を願うということで、これは御答弁のほうは結構でございます。

続きまして、2番目の生活困窮者等の自立支援について伺います。

「貧困は個人責任ではない」、この社会運動を反映し、生活困窮者対策が具体化をされました。「貧困に陥ったのは個人の責任」と突き放すのではなく、貧困に陥った人を支援する施策が具体化をされたのです。

そこで、お尋ねをいたします。必須事業でもあります自立相談支援事業について、平成27年4月から法律はできましたが、この事業がどのような方を対象に、どのような役割を果たすのか伺います。あわせて、平成27年度と現在までの実績について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 自立支援相談事業は、生活に困っている方に対し相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成するなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行うものでございます。自立相談支援事業の相談件数についてでございますが、平成27年度につきましては143件、平成28年度は10月末現在までの数字でございますが70件ございまして、合わせて住居確保給付金の支給につきましては平成2

7年度は3件、平成28年度は10月末現在で2件という状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今部長のほうから御答弁がございました。今の自立支援相談事業、それと住居確保給付金というのはこれは必須事業ということなので、自治体のほうで必ずやらなければならないという事業だというふうに思います。実際に今、この事業は社協に委託されていると思いますが、具体的にこの相談事業の内容を伺いたいと思います。どのような自立相談支援事業、どういうことでやったのかということ伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 自立相談支援事業につきましては、ただいま議員がおっしゃられたとおり、市社会福祉協議会のほうに委託して相談事業のほうを実施していただいております。生活に困った方の入口といたしまして、市民の方がどこに相談していいかわからないといったような方々を含めて、例えば病気の問題についてだったり、住まいの相談であったり、あるいは仕事を離職してしまったというような相談ですね。こういった各種の相談事業に対して、社会福祉協議会が窓口となって自立相談支援事業のほうを実施しているというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 自立相談事業についてはもう少し後で伺いたいと思いますが、税の滞納を早期に発見するということ、まず最初に伺いたいと思います。

牛久市が収納する税として、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、その他あると思いますが、市が滞納を早期発見するために行っております取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 現在、収納課で把握できる滞納の科目につきましては、市民税を初めとする全税のほか介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、市営住宅使用料、保育料、下水道受益者負担金、学校給食費がありますが、これらが未納になっていることについて、督促状や催告書等が届いたことで滞納に気づき、納付相談に来庁された方のうち、多重債務に悩んでいる方には関東財務局水戸財務事務所、茨城県消費生活センター、牛久市消費生活センターのほか弁護士等に相談するよう、また仕事の無い方、無年金の方、病気などさまざまな理由で生活に困っている方には社会福祉協議会の生活困窮者に対する自立相談支援窓口それぞれ御案内をしているところでございますが、今後におきましても福祉部門や市役所内外の関係機関と連携を図ってまいります。

なお、生活困窮の方に対しましては、これからの生活の立て直しができるよう納付相談の実施に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 督促状で滞納しているということを発見して、納付相談に来たりするというので、相談に行った方にはそれなりに案内をしているということなんです、担当のほうでは案内をするだけで、その後がどうなったのかという後追い等はやっていないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、滞納などにおきまして納税相談、よく私どもも相談に来るときには「納税相談は行ってほしい」ということを伝えるんですが、その人がやっぱり困っている内容は納税相談だけではつかみ切れないのではないかと思います。滞納者がなかなか納税相談に行かないというのは、やはり何か怖いだとか、怒られるとか、そういうのがあるからという市民もおりますし、「支払えないのに、なぜ相談に行かなきゃならないんだ」というふうに言う方もいるといいます。

特に滞納者は、税金だけでなくほかにも滞納している可能性が大変高いと言われております。家賃とか、ライフラインである水道料、電気料、そういうものが滞納、ほかにもあるんじゃないか。これは市のほうで把握できる部分、できない部分もあると思います。特に住宅ローンとか、例えばほかから借金をしているようなときには「後で困る」、例えば住宅ローンの支払いが滞ってしまうと、やはり即いろいろなペナルティーがあるというふうに聞いておりますので、そういうところは何とか借金をしてでも支払って、税金というか市に納めるお金というのが後回しになっているというのが現状ではないかと思います。

私、何も滞納者を擁護するというものでは決してありません。税金等を払うのは国民の義務、これは当たり前であります。しかし、本当に困っている人、例えば多重債務ならば専門家に相談したほうがいいのか、そういう内容の峻別ですね。情報を提供するなど丁寧に相談者に担当のほうで伝えているのか、そういう課での情報の把握、そのようなことはどうなっているのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 先ほどの御質問でもお答えしましたが、多重債務に悩んでいる方、そういった方は相談に来られた時点で窓口のほうで専門のところに御案内しているというような状況でございます。それと、「納税相談だけでは」というようなお話がありましたが、収納課といたしましては納税相談に来られた方、滞納の部分について一人別管理を行っておりますので、その相談時点の内容、聞き取り等につきましては個別に管理をしている状況がござ

います。そういった方が再度、相談以降再度お出でになるとか、あるいはお約束いただいた納付がないとか、そういった場合についてさらに問い合わせとか、内容について収納課のほうからお伺いする場合もあると思うのですが、そういった場合についてもそういった一人別管理の中で状況を把握してございます。フォローという意味では、そういった形の状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、納税相談に見えた方については、一人別で収納課の方で管理をしているというふうに理解をしているのかどうか、その辺を後で確認をしたいと思っています。

収納課の方とお話ししておりますと、督促状、それから訪問しても会えない、相談に来ない、郵便物もなしのつづてだ、こういうような滞納者に対しまして、非常にこういう方を悪質だというふうに見る場合があるというふうに聞きました。特に、私どものほうへ相談に見えた方の中には茨城の租税債権管理機構、ここへ送られる事例などで相談に見えた方がいます。やはりそこでの取り立ては大変厳しい。そして一度送られた方は、ある方は必死の思いでかき集め返済をして、何とか機構から今度は牛久市に戻されたことがありましたが「二度とあんな思いはしたくない」、こんなように言うほどでございました。よほどの厳しい取り立てではなかったかというふうに想像できます。

先日行われました共産党の茨城県議団の会議の中で、県全体の差し押さえ件数が平成26年が1万7,192件、平成27年が1万8,110件とふえています。牛久市での差し押さえ件数についても、平成26年が674件、平成27年が917件、このように同様にふえています。減っている自治体もありますが、牛久市の場合はこのようにふえています。特に滞納処分として差し押さえられるのが、給与、それから年金とか生命保険、こういうような生活の糧となるものがなくなるということで、さらに借金をするなどのそういうようなことの悪いサイクルを生み出しているのではないかというふうに思えてなりません。この数字が示していることは、滞納者がふえている、ただ払わないというだけではなく、ふえている背景をどういうふうに見ていくかということが大事だと思います。

この滞納金額の中で一番多いのが、国民健康保険税、それから固定資産税、市県民税と続いております。国民健康保険税では、滞納しますと保険証の発行が短期保険証となります。有効期限が1カ月だったり、3カ月だったり、6カ月というように大変短い期限での保険証となります。そのために、病院に行くにもためらったり、結局行かないで我慢してしまう、こういうようなことが私どもにも報告されています。私どもに相談に来るという方はまだいいんですが、

延滞税なども含めて滞納額が本当に本税よりも膨らんでしまって、何でもっと早く相談に来なかったのかと思うことが、私どもも多々あります。しかし、つながったことで何とか払う意思、これは確認ができますので、解決に向けまして相談にも乗っております。

以前に委員会の中で言われた、市では「滞納イコール悪だ」、このようにまだ考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 収納の基本的な考えは、収納に当たって公平性を第一にと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと公平性ということは、自分たちで仕事をしている間は税金はちゃんと納められたけれども、そういう中で仕事ができなくなり、病気になり、働けなくなった、そういうときに滞納という状況が生まれたときに、相談に行けばいいでしょうけれども、そういうことができないようなそういうときの状況ですね。市としては、やはり先ほど多重債務などはその相談のところに回すというふうにおっしゃっていましたが、その後追いかけるのか、そういうところはただ紹介をするだけで、その後のフォローというのは市としては一切していないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 後追いフォローについてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり一人別管理の中で接触がある場合には、その旨記録を起こしておりますので、そういった形でのフォローになるかと思えます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 一人別管理というだけで、その後についてはなかなか答弁が出ないということがわかりました。

私、今回質問で取り上げました生活困窮者等の自立支援、この問題についてはこれまで十分でなかった生活保護の受給に至る手前、生活困窮者、このように規定をし、第2のセーフティーネットというふうにされていると思います。牛久市でも、先ほどの御答弁の中で自立相談支援事業が、社協に委託をしておりますが始まっています。それから住居確保給付金、これも先ほどの実態では大変少ないですが、そういうことがなされております。この辺の周知について、市のほうではどのようにされているのか、その辺も伺いたいと思います。

それと、あと今後の任意事業というのがあるんですね、この自立支援の中ではいろいろと。就労準備支援、それからまた就労訓練事業、それから子供の学習支援、一時生活支援事業、これはそれぞれ国の補助がついています。ただ、これは任意事業でありまして、やっている自治

体、やっていない自治体もありますので、その辺の任意事業について今後の考え方を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 生活困窮者の方のさまざまな課題の収集などにつきましては、まずどのような相談でもよいので、気軽に相談窓口へ相談いただける環境をつくるのがまず大事であるというふうに考えております。

相談窓口に寄せられた情報につきましては、相談者から情報共有に関する同意をいただきまして、関係機関等との連携をする際に情報の共有化を図るものとなっております。例えば、相談窓口におきまして多重債務の相談が寄せられたときは、先ほどもございましたが、関係機関ということで法テラス茨城へ相談者とともに同行させていただいたり、そして相談を行い、食の支援相談が寄せられた場合につきましてはフードバンク茨城と連携を図りながら食料品の配達を行い、就労相談が寄せられたときはハローワークと連携し就労支援を行うなど、相談者のニーズに合った関係機関との連携を図り、解決に努めているところでございます。

また、こうした社会福祉協議会が行っている自立支援相談の窓口ですね、これを広く今後におきまして市民のほうにお伝えしていかなくちゃいけないというふうにも考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） なかなかこの周知について、住民の方たちが本当に困ったときにどこに相談に行ったらいいのかというところで、非常に悩むと思いますね。今部長の答弁の中で、同意書をもらっているというふうにあったんですが、この辺の同意書はどのような内容なのかを伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 自立支援相談を社会福祉協議会のほうで受けたときに、まず相談者御本人のほうから相談受け付けの申込書を書いていただいて、それに基づいて御相談の内容、どういった生活にお困りの部分があるのか、各種相談がどういったものなのかということをもとにまず把握させていただきながら、これは申込欄の一番下に内容について、要するに自立家計相談支援等を利用するまず申込書とあわせて、相談支援に当たりまして必要となる関係機関と情報を共有することに同意いたしますよという形で、相談者の内容を関係機関につなぐために御本人の御了解をまずいただくというような書式になっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうですね。同意書があれば、そこだけではなくいろいろな各課と

の連携というのにつなぐことができ、その方が本当にどこに困っているのかというのを把握する第一歩となりますので、その辺についてはぜひ進めていただければと思います。

その中で、先ほどもちょっと任意事業のことに触れたと思うんですが、制度の中で具体的な基準を定めておくものと定めていないもの、特に子供の学習支援というのがあると思いますが、牛久の場合にはこの自立支援の事業の中だけではなく、既に全子供対象のカップ塾ですか、そういうのが始まっているんですが、その辺との兼ね合いは今後どういうふうに考えていくのかを伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 子供の支援ということで、生活に課題を抱える御家庭のお子様に対して、まずは入口といたしましては、1つには先ほど申した自立相談支援というのがあって、その中にもそういう項目がございます。子供の支援に対する問題がありますよという項目もございます。そうしたことで、フードバンク茨城との連携についてもそうした子供の食に対するサポートをしていくということでは、1つつながりをつくっているところがございます。もう既に、牛久市におきましてもそういった取り組みを実際実施しているというところがございます。こども食堂という形で実施がされている部分がございます。これは、ボランティアの方にやっていたいものであるものがございますが、そうした取り組みがなされてございます。

また牛久市においては、教育委員会のほうでカップ塾というのを広く実施してございまして、そうした生活相談とあるいは生活保護になってしまった方の御家庭に対しても、そうした子供たちに対する学習支援の事業についてのお話をさせていただいて、積極的にそこに参加をしていただけるようにお話を進めているという状況がございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今回の自立支援の問題では、この法律ができた法の目的の第1条に「生活困窮者の自立の促進」ということが書かれております。これは経済的自立、就労自立の心が追求されるのではないかと。要するに働きなさいということが要求されるのではないかと。ということが、大変ちょっと懸念をされているところです。本来、生活保護を必要とする人がこの生活困窮者の窓口で働くよう促されて、生活保護の利用から排除されてしまうのではないかと、こういう点で大変懸念をすることがあります。

以前に福祉事務所の窓口で「水際作戦」、要するにたどり着けないでそこで却下をされてしまう、こういう問題も出されて久しいんですが、今度は福祉事務所の窓口で「沖合作戦」というそうです。こういうことが展開されるのではないかとというようなことが、大変懸念をされて

いるところでございます。ですからやはり相談に来て、その中で本当に仕事をする状況があって、ハローワークなどにつながれば就労支援ということもかかってくると思いますが、市でハローワークとの協力ということで就労支援に取り組んでいるのではないかと思います。そのような現状、そして今後について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 生活困窮者等への就労支援につきましては、まず生活保護につきましては訪問時に就労指導を行うとともに、ハローワークと協働によりまして市役所内において、毎月第3木曜日に巡回相談を実施し、ハローワークの就労支援ナビゲーターとケースワーカーがきめ細かな就労相談を行っております。

また、社会福祉協議会に委託し実施しております、先ほど来答弁させていただいてございます自立相談支援事業におきましても、就労などの相談があったときにはハローワークと連携し、就労につなげるよう努めており、生活保護及び自立相談支援事業に関して平成27年度にはそれぞれ3名、合計6名の方が就労につながっております。今後におきましては、就労準備支援事業も検討しながら、さらなる生活困窮者の自立に向けた取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 以前から、就労支援については市でもハローワーク、ここですと龍ヶ崎にありますハローワーク、そこに行くのにもやはり時間と費用がかかるので、市で何とかできないかということは以前にも同僚議員が質問をしておりました。現在では月1回ですか、ハローワークが牛久市内、この庁舎の中で行われていることは一歩前進というふうに感じます。

平成27年度は、こういう相談の中で3名の方、合計6名というのは平成28年度の分も含めて6名というふうに理解をするのかどうか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

今後につきまして、やはりこれを続けていくことで就労する、そういうような働く意欲のある人をどんどん支援していく状況というのをぜひつくって、本当に困っている方については生活保護というほうの対応を図るべきと思いますが、今後の取り組みですね、その辺をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど、御答弁の中でちょっとわかりづらさがあったかと思いますが、平成27年度に生活保護を受給されている方が就労に結びついた方が3名、自立相談支援事業を受けた方が3名就労に結びついたということでございまして、いずれにいたしましても生活に困窮している方が就労に結びついて自立していくというところ、入口の段階でしっかりと確立して自立した社会生活ができるような仕組みづくりを、さらに検討してまいりたい

いと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、相談者が1カ所で相談できるワンストップサービスの考えについて伺いたいと思います。

今回質問で取り上げました生活困窮者等の自立支援につきまして、私どもは国のモデル事業となりました滋賀県の野洲市を視察をしてまいりました。ここの野洲市は、全国からも視察が相次いでおりまして、「議員の視察は受けない」、このように言われまして、野洲市の共産党の議員団にお願いをいたしまして、話を聞くことができました。

この野洲市では、平成11年から相談活動に力を入れておりました。消費生活の相談員、この方がとてもパワフルな方なんです、中心になりまして多重債務とかパーソナルサポートなど、それからさまざまな相談者の困っている内容、このような把握をすること、そしてまたどういう支援があれば生活できるのか、このようなきめ細かな相談をしていました。平成27年の4月からは生活困窮者自立支援法ができましたが、生活困窮者が抱えておりますさまざまな課題、これをどういうふうに拾い出し、ニーズにどうやって応じてどう解決をしていくのかとか、そういう早期発見に努める姿勢は私どもも大いに参考となりました。

何よりも、本人の意思をまず確認をしまして、本人から個人情報に関する同意書、先ほど市のほうでも同意書を取っているということなんです、その同意書を取り、そして滞納しております税金、また使用料、手数料などの支払方法の承諾書も提出をしてもらっています。さらに他の課との連携を行い、縦割りではなく困っている人を支援するシステムづくり、これがつくられておりました。

滞納問題の解決では、野洲市にも債権管理条例というのがあります。野洲市の市長は、「1人の市民が救えなくて、多くの市民は救えない。行政が救わなくていいのか」、このようにおっしゃっているそうです。滞納についても、「滞納は生活状況のシグナルだ」と言っています。そして、「滞納は市民生活を支えるための財源、債権」とも言いました。そして、「市民生活を壊してまで回収はしない。滞納を市民生活のきっかけにして、何とかその人の状況を変えなければ解決をしない。おせっかいが基本」と言います。少しでもこのようなことが参考になれば、すぐには無理であっても相談窓口、今自立支援の相談では社協ということがございましたが、もっと相談しやすい場所、こういうことをつくっていく考えなどはどうか。さらに相談場所だけではなく、人員の配置についても必要となりますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久におきましては、生活困窮者に関する相談につきましては

社会福祉協議会に委託をして実施しており、2名の職員が従事し、相談を行っています。しかしながら、生活困窮者の自立相談につきましては、1カ所の相談窓口となっておりますが、相談の内容の中には税務に関する相談や消費生活に関する相談など生活困窮以外のさまざまな相談が寄せられている状況であります。今後におきましては、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携内容が相談者にとりましてよりよいものになるよう検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） よりよい、相談しやすいという、社協に今委託をしているということでの範囲を出ないような御答弁でした。やはり本当に困っている人たち、そういう人たちをどうやって救っていくかということが、今全国でも取り組まれている1つのことではないかと思います。今回の自立支援のほうは、個人を支援する施策であります。貧困を生み出す社会システムを改革するものでもありませんし、社会の再分配システムを変えるものでもなく、地域の中に共助の制度をつくり出すこと、このことが目的とされております。生活困窮者に支援サービスを受ける権利、そういうことも保障されているものではありません。本当に困っている人たちを、どうやって救うというか相談に乗って、その人が自立した生活が今後できるのかということ、その問題につきましては市内や市外、そういう関係機関との連携、これはまちづくりにも関係することではないかというふうに思います。

このように、生かしたまちづくりにどうやってつなげていけるのか、今後の課題としたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って、一般質問を進めてまいります。

まず1点目、イズミヤ撤退対策についてです。9月議会に引き続いて質問します。

9月議会では、イズミヤ撤退対策についての市長の決意をお聞きしました。市長からは、「9月1日より市の職員2名を専属配置し、エスカード対策室を設置して体制を強化し、牛久都市開発株式会社とともに作業を進め、早期に新しい事業者を誘致できるよう最善の努力をして取り組んでまいります」、このような答弁でした。

この間3カ月を経過していますが、その後の進展はどうなっているのか。相手はイズミヤと、背景にはH₂Oリテイリングが控えているということで、関西商人ですから恐らく厳しい状況も推察できるところです。しかし、既に3カ月が経過している中で、何らかの進展があるのではないかと市民の期待は高まっているところです。この間の市民に与える不安は非常に大きく、今議会には請願署名が約1,700筆提出されていると聞いております。請願項目として、1つには食料品・衣料品・日用雑貨等を販売する店舗の積極的な誘致、2つには市民が気軽に利用できる公共施設の設置、3つは市は上記1・2を着実に実行するため、イズミヤに責任ある対応を求めること。4つ、市はエスカードビルの再生を図り、牛久市の文化行政の拠点となるような構想を市民に情報開示すること、これらの請願を根本市長は積極的に市民の立場に立った解決をするよう要望します、こういう請願項目であります。短期間の間に提出されたことは、差し迫った市民のエスカード再生を願う気持ちの反映ではないでしょうか。この請願署名に込められた市民の願いを、どう受けとめるのかです。

また、現在ある約10カ所近いテナントの動向については、各店舗「エスカードに今後も残って営業を続けます」と張り紙を出しておりますけれども、実際には1・2階ともそれぞれ2ないし3店舗しか存続を決めていないとの情報もあります。そうなりますと、客足が引くことを前提に、テナント自体営業を続けることは困難となります。真っ暗になったエスカードの中で、各階2から3店舗のみの明かりがついた状況を想像してみてください。今のままでいけば、間もなくそのようなことになるわけですから。また地権者であればどのような事態になっても、牛久都市開発に管理費は払い続けなければならないのであって、市民にとってもテナントにとっても本当に差し迫った状況であります。交渉は煮詰まっているのか、それとも一向に何ともならない状況なのか。現段階でのイズミヤとの交渉、経過、進捗状況について伺います。

あわせて、閉店日の確認をしたいと思います。イズミヤは、1987年3月に開店し、牛久都市開発との契約は当初2007年までの20年間、その後は2年ごとに自動更新での契約、したがって本来なら2017年の3月までの契約だったところ、2月1日をもって閉店と聞いておりますが、改めて確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） それでは、御質問のほうにお答えしたいと思います。

「イズミヤとの交渉」の進捗状況といたしましては、もう一度ちょっと経緯からお話しさせ

ていただきますと、平成２７年１２月にイズミヤより地権者が権利を有する共有床の部分を賃借して営業していたフロアからの撤退、そして平成２８年７月にはイズミヤが保有する地下駐車場と１階・２階・３階の区分所有の床も含めて、完全に撤退する旨の表明がありました。さらに、平成２９年２月１日水曜日の午後５時をもって、営業を終了するという事も伺っております。

市といたしましては、イズミヤの完全撤退表明を受けて、平成２８年９月１日付で建設部都市計画課内に「エスカード対策室」を設置し、職員２名を専属配置して体制を強化し、第三セクターであります牛久都市開発株式会社とともにイズミヤとの権利交渉、新たな店舗や事業者の誘致のための情報収集、各フロア利用の検討などの対策を進めております。市はイズミヤに対して、新たに入店する商業店舗の紹介を申し入れているところでございますが、現時点におきましてイズミヤから入店を希望する店舗の情報は入ってきていないという状況にございます。

そこで、市はイズミヤに対して所有する床の方針につきまして、速やかに結論を出すよう強く要請するとともに、イズミヤが保有する床の部分について市が積極的に店舗誘致などに介入できるような体制を整えられるよう、イズミヤと綿密な交渉を行っているところでございます。まさに今、いろいろな交渉を行っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○１７番（鈴木かずみ君） なかなか難しい段階だからということなんですけれども、１つイズミヤとの交渉の中で、イズミヤは約３０年にわたって牛久に根差した営業によって、どれだけ営利を得たのかということもあるわけです。主に、牛久市民のおかげで営業が続けられてきたわけです。赤字が見込まれるからといって、砂をかけるように出していつてほしくない。また、バックにH₂Oがいるからといって、牛久市民に対してしっかりと敬意を払ってほしい。どんなに関西商人であっても、社会的責任を持った撤退というものをするべきであります。そのところを、市としてきちんと伝えられているのかどうか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今ありましたように、９月１日からエスカード対策室２名、私ともう１名の２名を専属配置、これ専属配置というのが大きいところなんですけれども、その間に、先ほど質問にありましたように３カ月たっているというお話もありました。その間に、市は私のほうが中心になるわけなんですけれども、それから都市開発株式会社とともに、イズミヤの担当部長がおります。その方と、どのくらいかというのはあれなんですけれども、週に１回は交渉しているような状況もござい

ました。ここのところ、ずっとそのような状況であります。そういうのもありまして、我々もちゃんとイズミヤに対して誠意を見せる、イズミヤも我々に対して誠意を見せてほしいということで、本当に綿密なといいますか、そういう交渉が続けているという状況は御理解いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） この間、市民説明会というものも行ってきたと聞いておりますけれども、市民説明会を開催されたときの資料を議場にも配付をさせていただいておりますけれども、3回開催したということで、人数や内容、主な意見など、状況も含めてどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

市民説明会につきましては、これまで合計3回、エスカード牛久の現状とイズミヤ撤退につきまして説明会を実施しているところでございます。

第1回目は、平成28年10月8日に、エスカードビルの住民の皆様を対象に開催し、46名の出席者がございました。なおこの説明会は、エスカードビル行政区の主催で開催されたものでございます。第2回目は、平成28年11月14日に市が主催しまして、エスカードビルの近隣行政区で主に西側の地域の方の行政区の皆様を対象に開催し、69名の出席者がございました。第3回目は、平成28年11月22日に市が主催しまして、エスカードビルのやはり近隣行政区ということで、今回は主に東側の行政区の皆様を対象に開催しまして、51名の出席者がございました。

この3回の説明会におきまして、市民の皆様からは主に「食料品や衣料品などの生活必需品を取り扱う物販店舗、それから市民が日常的に利用する市の施設をあわせて整備してほしい」、「駅に近いという利点を生かしながら、駐車場の整備も含めて利用しやすい施設にしてほしい」、また「若い世代から高齢者まで誰もが集えるコミュニケーションの場にしてほしい」などの主な意見をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市民説明会の中ではやはり市民の切実さ、そしてそこには希望もうかがわれるのではないかと、そのような説明会ではなかったのかと推察いたしますが、この市民説明会の資料の最後のページ、5ページのところに「イズミヤからの回答があり、今後の方針が提示された」というふうにあります、その下の矢印の下に「市の考えとキャッチボールをしているところ」とありますけれども、この内容についてどういうことなのか詳しく説明を

していただきたいと思います。イズミヤからの回答というのは、どういう内容なのか。また、今後の方針が提示されたとはどんな方針、内容なのかをお聞きます。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

こちら、今回配付させていただきました住民説明会の資料でございます。この資料の一番最後のページにちょっと書かせていただきまして、「早期回答をこちらから要請したときに、イズミヤから回答があって、今後の方針が提示」、それから「市の考えとキャッチボールをしている」ということで、ちょっと抽象的な書き方で申しわけなかったんですが、先ほどちょっと話をさせていただいたとおり、まさに今このキャッチボールの真っ最中でございます。ボールがどちらにあるかは、今ちょっと不透明なところはあるんですが、まさにキャッチボールをしているところでございます。

その内容ということですが、例えば先ほど一番最初の質問にもちょっと答えさせていただきましたけれども、市が積極的に店舗誘致などに介入できるような体制を整えられるよう、イズミヤと交渉しているということでございます。市がそこに大きくかかわるんだということで、イズミヤさんと今交渉しているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） なかなか奥歯に物が挟まったような言い方で、キャッチボールをしていると言いますが、いつまでキャッチボールをしているのかという市民の思いがあるわけですが、交渉がなかなか進んでいないということで発表できる段階ではないということなんでしょうが、ちょっとここでほかのイズミヤが関連する撤退事例の中ではどういう状況だったのかということですね。去年は東京の板橋店、それから栃木県の小山店、そしてことしは千葉の八千代と、相次いで閉店をしているわけですが、それらの事例ではどのようなことで決着がついてきているのかということ、専属を配置されていらっしゃるので十分調査も進んでいると思いますので、その条件等についてどのようなことになっているのか、調査の内容があればお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

昨年の2月に東京都の板橋店が閉店した、8月に栃木県的小山店、ことし6月千葉県八千代店がそれぞれ閉店したとあります。この板橋店でございますけれども、板橋店は現在イオンスタイルということで営業されているということでございます。8月に閉店した小山店なんですけれども、栃木県小山店はこの前私もちょっと視察をさせていただきました。まだ空な状況が多いんですけれども、一部5階のフロアはキッズランド小山ということで、子供たちがいる

いろなもので遊べるような状況をつくっているということで、なかなか好評を得ているということも聞いております。八千代店に関しましては、最近この11月くらいということなんですけれども、メガドンキホーテということでドンキホーテになったという情報がございました。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 変わったというところはわかったんですけども、それぞれのところでどういう形で展開できたのかというところですね。床の所有をどうしたとか、そういうちょっと実務的な面がわかりましたら、お知らせしていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） ただいまの質問ですけれども、内容を深く知っているわけではございません。申しわけないですが、これはいろいろ我々が調べた中で、「ああ、今こんなふうになっているんだ」という情報はとりあえず把握しておりますので、そういう形で答えさせていただきました。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 大変重要なことではないかと思うんですけども、そういう調査が可能なのかどうかもあるんですが、できるだけやはりそういうもう既に決着がついたところが、どういうことでイズミヤとの関係で決着をつけてきたのかということは、牛久市にとっても大変参考になることではないかと思いますので、上辺だけの変わったということだけじゃなくて、そうした内容についても十分調査をしていただきたいと思いますが、その点はどうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

それぞれはっきりしたことはわかりませんが、牛久市も先ほどの答弁の中でまずイズミヤに紹介できる店舗があるかどうかを打診をしているということは、先ほど申し上げました。その結果、イズミヤからの回答はないということでございます。そのほかのところは、深くは存じておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） イズミヤのほうから店舗の誘致というのがなければ、いつまで出てくるのかちょっとわかりませんが、なければならぬ牛久市としての考えでやっぱり新しい方向を展開するという時期も出てくるのではないかというふうに思うわけですけれども、ぜひともその辺の詳しい状況についても調査をしていただきたいと思います。

それから、市民説明会で出された今後のエスカードビルの再生についての御意見がたくさん出ているようですが、そうしたリニューアルのシミュレーションと申しますか、そういうふうなものについてもどのように考えているかということなんですが、今小山店のほうではキッズコーナーがとても好評であるというようなお話もありましたけれども、まだ1階から3階まではなかなか厳しいということであっても、4階についてはどのようにするか。市民が集まる場所にしていくか、夢のある場所にしていけるのか、そうしたことを今市民は提示されることを待っているわけですね。図書館であるとか公共施設などであるとか、そうしたシミュレーション、イメージをいつ示せるのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

リニューアルのシミュレーションの進捗状況でございますけれども、市としてもエスカードビルが牛久駅周辺における中心拠点となる大変重要な施設であると認識しており、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、市民の皆様からいただいた意見で駅に近いという利点を生かしながら、生活必需品を取り扱う物販店舗と、市民が日常的に利用できる市の施設の整備と、誰もが集えるコミュニケーションの場の整備などの要望を、これからのまちづくりを推進する上で重要な意見であると捉え、市民の皆様暮らしを支える店舗誘致と、市民の皆様が集い憩えるコミュニケーションの場となる公共施設等のあり方につきまして、市の予算や社会経済状況等とともに、固定資産税の減収やエスカードビルの管理にかかる多額な共益費の負担増等を総合的に考慮しながら、各フロアの整備計画につきまして検討を行っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今一生懸命それを準備をしているということでありましてけれども、なかなかその点が市民に伝わっておりませんし、じわじわと市民の不安と申しますか、そのほうが広がっているということをもっと真剣に受けとめていただきたいと思うところです。そういうところが提示されて初めて、そこからスタートという市民のほうの気持ちにつながっていくのではないかと申すふうに思われるわけですが、今議会でもいろいろな問題の上でスピード感ある対応というようなことが言われておりましたけれども、この問題こそスピード感ある対応が求められていることではないかと思うわけです。

またひたち野うしく地域は、また新たな住宅地の拡大なども検討されているようなお話もありましたけれども、牛久駅周辺が衰退してしまったら牛久市のイメージダウンは免れないわけです。まさに緊急事態であるわけです。また、国のほうでも人口減少とか高齢化によるコンパクトシティのまちづくりという視点からも、やはり中心地であるエスカードは中核となるとこ

ろであります。最大限譲歩しても、4階部分の構想というのは提示できるのではないかというふうに思うわけですが、今の答弁の中でこれ以上言ってもなかなかそのところは進まないのではないかというふうに思うわけですが。

撤退日が2月1日ですね。あと1カ月と少しと迫っている中で、このリニューアルのシミュレーションについてを含めて、市長の決意もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 前から私も、いろいろとイズミヤに対しては言っております。ここでなぜ説明会を開いたかといいますと、やっぱり住民の方が非常に情報として入らない、それで不安な方にいろいろな流言飛語が生まれてしまった現実がございます。これは、もっと早くやっていいのか今になっていいのか、ちょっといろいろ疑問なところがありますけれども、まず市民の方にこういう状況だけはとりあえず話そうという話をしました。

そしてこのシミュレーションなんですが、まず基本的に私は市の財政の負担をかけないことが大前提でございます。ですから変な話、ここで幾ら買うとか何かしたら、またそれに輪をかけて「どうするんだ」「どうするんだ」という話になっちゃいます。私は最初から、市の財政の負担をかけないということを前から言っておりましたので、ここで私もいろいろな対策室と、それからいろいろな市民の方にいただいて、私も多くのシミュレーションを描いていますが、それを言ってしまうと「何だ、そういうことなんだったら、もうちょっと高くてもいいんじゃないか」「もっと高くてもいいんじゃないか」とか、いろいろなことを言われる可能性もあります。これは、また次の展開に対しては非常にマイナスになることだと、私は言いたくても言えない部分がございました。

また、そうなったときはどうしたらいいかということで、今いろいろ国会議員の方、それから内閣府の人とかに言って「こうなった場合、補助金はどうなりますか」とか、「こうなった場合、どうなりますか」、そういうような話をして、いろいろな話をいただいて、そして1つあれするとやはり駐車場、新しくスーパーさんが来るには駐車場がある程度ネックなのかなということが、最近いろいろなことで言われます。ですから、そういうことも考えながらこれからやることも大きな課題なのかなと。

これぐらい、本当に奥歯に何か挟まったようなことしかしゃべれない自分、またこの環境が私も非常にじくじたる思いでありますけれども、その辺とにかく早くキャッチボールを投げ終わりたい。もう投げて、もうボールをこの私のほうに投げて、あっちからもらってきてしっかり離さないよと、私も今そういうことで交渉してございます。イズミヤさんも、早くしないと結局営業しないで税金を払うわけですから、決してイズミヤさんも利益あるわけじゃありませんから、ですから早く決着つくことがお互いの利益になるのかと私は思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 早く早くというのは市民も同じですが、市の市長も含め、担当者のほうも含め、とにかく早く早くという気持ちがあるということだけは、非常によくわかりました。今回交渉がよいよ大詰めを迎えた段階だというようなニュアンスも伝わってまいりました中で、いまいち歯切れの悪い答弁が繰り返されるということになりましたけれども、何とか年内には新しい方向性を市民に示せるよう、頑張ってもらいたいと思うわけです。新聞報道なんかでも、「駅前空洞化の懸念」などと書かれておりますけれども、そういうことではなくて駅前の再生・活性化が実現というような形で報道されるよう、市長を先頭に頑張ってもらいたいということをお伝えして、次の質問に入りたいと思います。

次に2点目として、認知症対策についてです。

御承知のように、高齢者の4人に1人が認知症または認知症予備軍だと言われて、2025年には65歳以上の高齢者の3人に1人、約700万人にまで増加と推測されています。今私たちに求められるのは、高齢者や認知症に対する知識と理解、そして認知症を抱えていても生活のしやすい環境づくりです。

厚生労働省は、認知症施策推進5カ年計画として2013年度から2017年度までの5年の計画でオレンジプランが進められてきましたが、2016年度から新たに新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略として進められているところです。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指したオレンジプランの7つの目標に追加されたことは、高齢者・認知症を理解するための教育、発症予防と適切な医療や介護が受けられるような仕組みづくり、介護者である家族への支援、高齢者や認知症の方が暮らしやすいまちづくりなどの内容となっております。

実は私、今個人的にも家族が患者となり、この間次々に起こる家族としての対応に追われてきました。やっと、施設も含め多くの方々の手助けをかりながら、今後当事者としての経験をもとに認知症対策について取り組んでいく決意を持つに至ったところです。周りを見回しても、当事者・家族が孤独感に襲われたり、まだまだ理解されない悩みを抱えながら支援の手を待っている方もいることがわかりました。地域での課題に対応するため、今回は地域包括支援センター及び認知症サポーターについての質問となります。

国を挙げての認知症対策といっても、いかに地域の力を育てるかが基本であると考えられるところです。そうした中で、認知症になった最初の段階で相談の窓口となり、さまざまな専門的アドバイスや対応が行われる地域包括支援センターの役割は、市民にとって身近で大変ありがたい心強い存在となっています。また、対象者が今後ますます増加していくことを考えたときに、今の体制で十分なのか不安になるところです。

地域包括支援センターの拡大・充実について、現状・問題点について、また設置基準はどうなっているのか、専門性のある職員の配置基準、社会福祉士・保健師・主任・ケアマネ等について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括支援センター運営の現状といたしましては、市では牛久市社会福祉協議会への委託で1カ所、また地域包括支援センターの協力機関として事業の一部を担うブランチとして、在宅介護支援センター「博慈園」が1カ所で運営をしております。地域包括支援センターは、中学校区単位で設置することが望ましいとされておりますが、設置基準はセンター設置の数ではなく、65歳以上の高齢者人口に対して専門職の必要人数が定められております。地域包括支援センターに求められる人員基準は、専門職として保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種で、センター1カ所につき少なくとも1名ずつの計3名が配置されていることが求められており、その人員基準は65歳以上の人口3,000人から6,000人に対し3職種が1名ずつ、3名以上の配置が必須とされております。

牛久市においては、11月1日現在で高齢者人口が2万2,478人であり、3職種が4名ずつ、合計12名の人員配置が必要ということになりますが、現状は15名の職員のうち3職種は社会福祉士4名、保健師・看護師が4名、主任ケアマネジャーが2名で、合計10名となっており、現時点では主任ケアマネジャーが2名不足となっております。問題点といたしましては、専門職である人員の確保が困難であることを初め、日常生活総合事業の開始、認知症施策の拡大などにより、地域包括支援センターに求められる業務は増加してきておりまして、職員に求められる専門性・業務負担は大きくなっていると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 箇所数については1カ所でもいいけれども、それに対する専門職の配置ということで、主任ケアマネが2人不足状態であるということなんですけれども、その基準が満たせない原因は何なのか、なぜ基準どおりにいかないのかということをお伺いしたいと思います。

また、設置数について1カ所でもOKということなんです、近隣自治体の設置状況はどうなっているのか、また市の直営で設置しているところはどこなのか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 3職種の人員確保に関しましては、社会福祉士は有資格者も多く、比較的探しやすい状況であります、主任ケアマネジャーに関しましてはケアマネ業務の実務経験が5年以上であること、ほかのケアマネジャーを指導する職務上、資格取得に対

して市の推薦が必要であることなど条件が厳しいことから、他市町村でも確保が困難な状況であります。保健師に関しましても確保が難しいため、保健師に準ずる者として看護師でもよいという緩和基準があり、牛久市でも4名のうち1名が看護師となっております。このように、センターの安定した運営には専門職の人員確保が課題となっております。

また、近隣自治体での地域包括支援センターの設置数は、土浦市・龍ケ崎市・つくば市ともに1カ所で、取手市は平成27年4月に4カ所をふやし、現在5カ所となっております。そのうち、直営で設置している市は龍ケ崎市とつくば市、取手市は5カ所のうち1カ所が直営となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 地域包括支援センターについて、市の直営というところがつくばや龍ケ崎、取手でも1カ所はそうだということなんですけれども、以前に私が質問したときにも市の直営がいいというような答弁もあったように記憶しているんですが、その市の直営でやった場合のよさということは、どういうことが考えられるのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市の直営のメリットといたしましては、施政方針や重要施策の周知徹底が可能になり、運営方針も明確になることや、事業の継続性、また市民の皆様から見ると安心感・信頼感が得られやすいということが挙げられます。しかしその反面、デメリットといたしましては業務量に応じた柔軟な人事異動・体制の変更が難しいことや、実務経験を積んだ専門職の確保が難しいこと、夜間・休日等における緊急対応以外のケアマネジメント等の対応が困難であることなどが挙げられます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） メリット・デメリット両方あるということなんですけれども、今後いつまでも社協1カ所でいいというふうには思えないわけですね。やはり数もふやしていき、内容も充実させていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。そうした場合には、市直営が1カ所でもあって、そこが核となって広げていくという必要があるのではないかというふうに私は思うわけですけれども。

社協に任せておけばいいという考え方は、前市長の考え方でありまして、社協の負担が大き過ぎるのではないかというふうに思えることがあるわけです。保育園も含めて、全てみんな社会福祉協議会にということでしたから、やはり他市が行っているように市が責任を持って実施することで、そこに社協の今までの経験も踏まえながら、当然になるわけですけれども、両方

やることによってこれらのデメリット部分についてもフォローできるでしょうし、メリット部分について市民の安心感も含めて充実させていけるのではないかというふうに思うわけですが、市の直営での設置方向での拡大と充実についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今後、地域包括支援センターの拡充を検討していく上では、当然直営という選択肢も含めて考えていくことになります。また、委託という選択をする場合においても、社会福祉協議会の枠にとらわれず委託先を検討していく必要があると考えております。委託か直営かの選択につきましては、コストも含めそれぞれのメリット・デメリットについて十分検討し、決定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 2015年の3月議会、同様の地域包括支援センターの充実について質問したわけですが、今後地域包括ケアシステムの構築ですか、それを自治体が担うということになる中でこの包括支援センターの役割も大変大きくなってきている。牛久市では、社協に委託しての1カ所だけでも、果たしてそれでよいのかというような同様の質問をしました。「学校区ごとの設置が否応なく必要ではないか」というふうに質問をしましたところ、当時の福祉部長の答弁では「将来的に考えていく」ということだったわけですね。「将来的に考えていく」というのは非常に曖昧な答弁で、やるのかやらないかもよくわからないような答弁なんですけれども、その辺について今後市の方向性として市の直営での拡大ということとあわせて、また学校区ごとの設置ということも本当に今後ニーズが高まってくる中で、ぜひとも市としては検討していかなければならない課題ではないかというふうに思うわけですが、その辺についてどのように考えているか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

地域包括支援センターは、先ほども答弁申し上げましたが生活圏ごとに設置することが望ましいと考えられ、牛久市におきましては小学校区単位の8つの生活圏にそれぞれ設置することが理想であると考えております。しかしながら、専門職の確保やコストの問題について熟慮、検証する必要があり、地域包括支援センターのサブセンターやブランチの設置で対応することも視野に入れ、地域包括支援センター運営協議会等の意見も取り入れながら次の第7期の高齢者保健福祉計画の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、認知症サポーターについての質問に移ります。

認知症サポーターといいますと、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人であります。地域の認知症の人をサポートするための資格ということですが、2005年から厚労省が始めたわけですね。要するに、6時間以上の研修を受けた講師が全国各地で一般市民らを対象に開く「認知症サポーター養成講座」を受けて認定されるということです。大体60分から90分からの養成講座を受ければ、誰でもなれるということで、オレンジ色のリストバンドがサポーターの印となっております。そして9月現在で、全国で約804万人いるといふふうに聞いております。

この養成講座ですが、都道府県、市町村、職域団体等で実施が行われて、対象が住民であり職域であり学校関係であるということなんですけれども、具体的にはそのサポーターはそれぞれの生活する地域や職域において、認知症の人を見かけた際にその行動を見守ったり、道案内などの手助けをしたり、あるいは周囲の方に対して認知症についての正しい知識や配慮すべきことを伝えたりするというふうにあります。サポーターに期待されることとしては、認知症に対して正しく理解し偏見を持たない。そして家族や認知症の人に対して、温かい目で見守る。3点目としては、近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する。そして地域でできることを探して、相互扶助、協力連携ネットワークをつくる。そして、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍するということなんですけれども、牛久における認知症サポーターについての現状、役割、方向性、養成の数、目的など、どのようにしていらっしゃるのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市では、認知症サポーター養成講座を平成18年から実施しており、平成28年9月末現在でその養成数は1万2,244名と、県内44市町村のうち2位の水戸市の8,638名を大きく離して1位となっております。また、教育委員会と協力し、県内で先駆けて市内の全小学校の4年生・5年生に対しても講座を実施するなど、子供から大人まで幅広く養成していることも、特徴となっております。

認知症サポーターにつきましては、当初は身近な家族や隣人などが認知症になってしまったときに、適切に対応できるようにという認知症に対する啓発が目的でした。しかし、認知症者が増加しつつある現状において、その養成の目的は啓発から活用に変化してきております。国が掲げる地域支援事業の認知症施策の中にも、重点事業として認知症サポーターの養成が掲げられてきております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 県内で一番認知症サポーターが多いということは、非常に大変関心も高く、今後の活動が期待されると思いますが、しかし講演を聞いただけで割と簡単にサポーターになれるということなんですから、何をすればよいのか、何ができるのか、また認識の違いはさまざまかもしれないわけですね。1つには、この1万2,244人の数はそうなんですけれども、どなたがなっているかというようなことは市として把握ができていますのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、今後サポーターが地域でどのような役割を持っていけるのかということが問われると思うんですけれども、今後どのように活躍の場をつくっていくのかという、その考え方についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今まで養成してきた方の名簿等は、こちらで作成はしておりませんので、その把握は今のところできておりません。認知症サポーター養成の目的は、先ほども答弁しましたが、認知症に対する啓発のみでなく、人材活用の意味合いが大きくなってきたことから、市では今年度から認知症サポーター養成講座を行った際にアンケートを実施しております。講座を受けた方が、今後市の認知症の事業等にかかわっていただく意思がある場合、住所・氏名・連絡先等を記入して提出をしていただいております。意思表示をいただいた方に対しては、認知症本人またその家族の憩いの場、相談の場として毎月第2火曜日の午後1時から3時まで、ボランティアセンターを利用して開催しておりますオレンジカフェのスタッフとしての参加や、地域の認知症者の見守り役として活躍していただくことを考えております。

また認知症施策としまして、将来的に地域で住民主体の認知症予防教室等の実施も視野に入れており、その準備段階として来年度認知症サポーター等を対象に認知症予防教室等に係るリーダー養成の講座を計画しているところです。今後、認知症サポーター養成講座につきましてはこれらのことを踏まえ現在の講座内容の見直し、さらにその上のステップアップ講習会の実施も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市長にお尋ねをしたいと思います。前市長は余り福祉というのが好きではなかった場面が多々見られたわけですね。それで、高齢化時代を迎えた中で介護保険等国の施策は大変市民にとって厳しくなっているわけですが、そうした状況の中で自治体、市の福祉政策が非常に重要になってくると考えられるところです。根本市長には、ぜひ福祉に大きな理解を示され、抜本的な改善を求めたいと思います。

市民ニーズに対応するには、少なくとも職員の体制がしっかりしていなければなりません。例えば、高齢福祉課の職員の人員確保も必要と考えます。他市との比較、また牛久はお隣の龍ヶ崎と比べても少ないと聞いておりますけれども、どうなのか。前市長は市職員の削減というのをモットーにしていたから、そのしわ寄せが今全市に波及して、どこもここも職員数が不足して、市民ニーズに応えるには大変な状況になっていることは承知しているところですが、福祉関係の増員も含めて市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 他市と比較した場合、高齢福祉課の常勤職員が決して多くないことは認識しております。今後の職員配置につきましては、計画的に職員をふやし、市の組織全体を考え、在職する職員の中での適正な配置、職員数を見きわめた上で職員を配置したいと思います。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ぜひとも福祉に手厚く、よろしくお願いいたしますと思います。

次に3点目としまして、内部障害者に対するリフォーム助成制度についてです。障害者で特に下肢に対するリフォーム助成制度はありますけれども、内部障害者に対応策がとられていないと市民からの訴えがあり、質問をする次第です。

内部障害の方は、外見上からは何でもないように見えることから、例えばどんなにつらくても、電車の優先席に座りたくても座りづらいというようなこともあると聞きます。日常的に、同じ障害者であっても厳しい状況に直面することがあるようです。障害者手帳を持っている人が1,956人ですが、そのうち内部障害者は687人とのことですけれども、心臓病であったり肺機能障害であったり、重度の内部障害者は自宅に手すりがあればどんなに楽かと、障害者リフォーム助成を受けようとしても、内部障害者は除外されているというのが現状であります。

障害者対応の公平化の視点からも、実施すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきましては、議員がおっしゃるとおり牛久市重度障害者・障害児住宅リフォーム助成事業実施要綱に基づき助成を行っており、その対象者には内部障害の方は含まれておりませんが、内部障害の方であっても身体障害者手帳、障害の程度が1級または2級の下肢の方などは対象となり、助成を行うことになります。

住宅リフォーム助成事業に内部障害のある方を含めてほしいとの御意見があることから、内部障害者に対する基準などにつきまして内部障害者以外の方との整合性を図りながら、先進事例及び他市町村の動向を踏まえ、要綱の改正の有無を検討してまいりますので、御理解賜りた

いと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 検討していただけるということなんですけれども、内部障害者は外部からわからないということから、全国的にこの問題は進んでいないというふうに思われます。まして、福祉がおくれている茨城県は、全く取り組まれていないようです。このところは牛久市が先進事例となるよう、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。該当する方は、実際には少ないかもしれませんが、対応しているかしていないかというのは、行政が福祉をどのように見ているかという大事な視点だと思いますので、市長、よろしくお願いします。市長のこの点についてのもし御見解があれば、伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も非常にこういう内部障害者、それから認知症とか、非常に身近にいることも多うございました。そして、このたび認知症カフェですけれども、オレンジカフェですか、ああいう施設も町内にもつくり、そしてその人たち、家族たちをどのようにケアすることが、これから大きな課題なのかなと、家族の皆さんに負担のないような施策を考えることがこれから重要だと、私は思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は16時25分といたします。

午後4時10分休憩

午後4時23分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

先日行われた市民セミナーでの江藤先生のお話、「一般質問は、職員との打ち合わせです

ものではない。政策論争だ」と言われ、大変参考になったところであります。

今回の質問は、市独自の社会資本について。国が言う社会資本とは意味が違う牛久市が独自に持っている各種資本の活用について、国県の補助金が減る中で市独自の社会資本をどのように捉え、そして運営をしていくのか。私は、根本市長になってから何回かやっておりますが、発想の転換というものが必要であります。子供たち、若者のスポーツ振興は、次世代を担う貴重な社会資本であると思います。また、地域公共交通の充実も、人が動けばお金も動く、これも社会資本の1つだと思います。農業の活性化も、市独自の社会資本になります。このような観点から質問をいたします。

まずは、2020年オリンピックを目指してであります。

国民の関心事になっている開催場をめぐる議論が、今盛んに行われているところであります。

東京オリンピックでは、新たに5種目の競技が追加をされました。野球・ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンの5競技18種目、若い世代へのアピール力を持つ競技が選ばれました。今回の最終選考に当たっては、組織委員会が示していた要素は若者へのアピール、国民機運の向上、さらに公正で開かれた選考プロセスがありました。その要素は、国際オリンピック委員会（IOC）の意思の反映であります。そこには、オリンピックの存在への危機感があったそうであります。

2009年に、IOCを初め国際競技連盟などスポーツ関係者がオリンピックの将来を考えるオリンピックコンGRESSが、15年ぶりに開催されました。この会議で重要な議題となったのは、若者のスポーツ離れでした。議論では、各種調査で浮上した若い世代のスポーツへの関心の低下が語られ、さらに体を動かすこと自体意欲が失われつつあることが指摘をされております。その中でも、特にスケートボードの場合、ストリートスポーツを代表する競技であり、若者へのアピールと人気面で大きな期待ができること、スポーツクライミングはアウトドアブームにおける代表的存在であること、サーフィンはマリンスポーツを代表し、若者のライフスタイルに対して大きな影響を与え、トップ選手は流行を生み出す存在として若者の絶対的支持を得ていることであります。つまりは、若い世代へのアピール力を持つ競技を選んだということとであります。今回の最終選考に当たって、組織委員会が示した要素は特に若者へのアピール、国際オリンピック委員会の意思の反映で、そこにはオリンピックの存在への危機感があるようであります。

そこで、今回の新種目と牛久市での施設採用などについて、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 御承知のように、2020年東京オリンピックでは空手、

サーフィン、野球・ソフトボール、スポーツクライミング、そしてスケートボードの5競技、18種目が加わります。今牛久市内では、民間施設を含めまして、この中でもスポーツクライミング及びスケートボードの練習施設はございません。愛好家の方は、近隣の民間施設等を利用しているのが実情でございます。市のスポーツの施設の整備でございますけれども、現在建設計画を進めております武道施設を含めました「いきいき茨城ゆめ国体」開催に必要な施設の改修計画につきましては、牛久市のスポーツ振興基本計画第3期中期計画でございますが、その中核目標にも位置づけて実施しているものでございます。

2020年東京オリンピックに際して、新たに追加となった種目の練習施設等の今後の振興整備につきましては、今後策定を予定している教育振興の基本計画の中で社会教育分野の将来計画としての位置づけをしまして、あわせてその下位計画となります牛久市のスポーツ振興計画中期計画、この見直しに反映された場合は計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） この種目の中でスポーツクライミングという問題ですね、3年後の「ゆめ国体」でもこのスポーツクライミングが競技されるということになっているそうです。スポーツクライミングは、「ボルダリング」「スピード」「リード」という種目があります。特に人気なのはボルダリングです。貝原塚にある野口牧場の娘さん、野口啓代さんがボルダリングの選手ということは御承知のところと思います。何とワールドカップで4回優勝し、龍ヶ崎のふるさと大使にもなっているそうでもあります。東洋大牛久高校の出身とも言われております。また、東京オリンピックの金メダル候補にもなっているそうでもあります。将来コーチや監督として若手を育てたいという夢と、クライミングをいろいろな人に広めたいという思いを持っているそうでもあります。協力を得ながら、牛久市でも運動公園などにボルダリング施設を整備してはどうかと思います。将来のオリンピック選手を育てるという夢も、大変夢があっていい話だと思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市のスポーツ施設の改修計画につきましては、平成31年開催の茨城国体空手道と軟式野球競技の開催に対応するための体育館の屋根やトイレなどの改修、これを今最優先に計画しております。今回追加となりましたスポーツクライミング競技、ボルダリング等の施設でございますけれども、これにつきましてはスポーツ振興基本計画において位置づけを図った後、茨城国体開催以降の施設整備計画の中で検討を進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 最終的に、余り市長に聞くのもあれだと思うんですが、ボルダリングという施設の問題、そしてこの野口啓代さんという方も非常に子供たち、女性に人気があるんですね。そして、世界的にも高い評価を受けている選手です。住まいは女化稲荷のそばだそうなんですが、龍ヶ崎ではこのボルダリング等の施設はないようなんですが、この牛久市でそのような施設をつくるということ、そして野口啓代さんにある程度の御指導、協力を得ながらつくっていくということは、そのスポーツの活性化においても、野口啓代さんの名声においても非常に有効ではないかというふうに思うんですが、今すぐつくれということではないんで、市長の考え方はどのようなものかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 福祉、教育、そして社会資本の充実は、本当に牛久の最重要たる課題でございます。利根川さんにおいてもボルダリング、そしてスノーボードと言われる言葉を聞いて、私も改めていろいろな競技の深さを感じたところでございます。

ぶっちゃけた話をすると、ボルダリングよりは牛久にはどっちかと言えば、こういうこと言っちゃうとまずいかもかもしれませんけれども、スケートボードのほうがかかわりやすい、そういう状況もあるのかなと。いろいろ身近なもので、経費がかからないものでできることがいろいろございますので、そういうことも鑑みながらこれから取り組みたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 次のオリンピック種目、スケートボードの施設の問題であります。これも世界大会で、13歳の中学生が入賞したというニュースもあります。スケートボードの施設は、余り評判がよくないという。例えばつくば市では、1カ所で騒音とマナーの悪さで施設が廃止されたということもありました。また公共施設、茨城県では無料でできる施設は数点ありますが、2013年には坂東市でオープン、そして常総市や神栖、筑西、つくばでは2カ所、そしてさらに日立市などで地方自治体がつくっている無料のスケートボードコートがあります。

特に埼玉県の吉川市は、調整池にスケートボード場や野外ステージ、バスケットコートなど若者を対象とした施設をつくっております。このきっかけは何かというと、成人式で市長が挨拶をしているときに、若者に「これらの施設はどうなんだ」ということを聞かれたそうであります。それがきっかけでこのスケートボード場がつくられたようであります。

現在の運動公園の調整池にスケートボード場は、私は可能ではないかと思います。仮にできるとしたら、やはり問題なのは近隣住民や公園利用者を含めた市民の意見を聞く必要があると思います。この点についてどうなのか。また、余り利用しない駐車場などで木製のスケートボ

ードのセットをつくれば、移動もできるしそのほかにも利用が可能だと思います。この点についてどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 平成28年の2月から3月にかけて、牛久市の市民満足度調査というのをやりました。その中で、市民の1週間に1回でもやるスポーツ実施率、これが52%で出ているんですね。ただしこの中身を見ますと、高齢の方といいますか60歳以上の方ですと結構やっているんですが、やはり若い方ですとちょっと実施率が低いというようなことがございます。議員おっしゃるとおり、やはりオリンピックの種目に選ばれたということは、当然世界的にその競技が人気があって、実施する方も多いというようなことでございます。スポーツ振興という部分を踏まえて考えれば、当然若い方々が今後スポーツに親しむ機会、そういうものを考えていくということは非常に大事なことであるというふうに思っております。

そういう意味で、その必要性は非常にわかるわけでございますが、運動公園の調整池、これにつきましては当然下に大きな調整池がございますので、そちらを直接改修をすれば、今の調整池の機能はなくても大丈夫だというふうなことはございます。ただ、これにつきましては将来的な施設の整備計画、そういうものの中で考えていかないと、なかなか一概にはちょっとできないというようなこともございます。

それと、あわせまして例えば運動公園の奥の駐車場ですか、そういうところがあいているときに、大会がいっぱい重なっていればこれは使えませんが、あいているようなときにこの場所を試行的に使ってはどうかというようなお話だと思うんですけども、それにつきましてもやっぱり近隣の住民の方がすぐ隣に住んでいるということもございまして、運動公園自体今朝の散歩の方がいらっしゃいますので、全部いつでも入れるようにあけてございます。ということで、夜中にそこに入ってやるといういろいろな部分での問題点がございまして、そういうことをいろいろ調査研究しながら、できるかどうか検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 奥のほうの駐車場、今度武道館をつくるところのテニスコートの奥のほうにあるトイレの奥にある駐車場ですね。私も何度か見に行きましたけれども、通常はほとんど車がとまっていない、ほとんどじゃない全くとまっていないですね。それと、何らかの催しがなければ使われるような駐車場ではない。結局その運動公園を利用するに当たっては、ちょっと遠い場所にあるんでね。ですから例えば試しに使ってみるということ、スケートボード場というのは大体コンクリートでつくっちゃうんですが、私がちょっと見たところでは幾つかの公共施設で木製でつくったボード場の施設、これならば移動ができますし、もし廃止する

にしてもそんなにお金がかかるものではないということからすれば、今後の計画の中でということではなくても、計画できるんじゃないかというふうに思います。その点は、ぜひスピード感を持って検討していただきたい。

それと、子供たちに非常に人気のあるローラーブレード、これは登録商標だそうなんです。インラインスケート、それとキックスケーター、これが小学生の子供たちに結構人気があって、これを使いたいという子供がたくさんおられます。例えば向台小学校から東みどり野に下りてくるところの住宅地が20軒ほどあるところ、あそこの空き地を使って小学生の子供たちがスケートボードをやっていると。滑りたいという子供たちは、結構多いんですね。それで、例えばこのインラインスケートからまたキックスケーターから始まって、これをやっているうちにだんだんスケートボード等に移っていくというふうに言われているようなんですが、将来を担う子供たちの要求の1つになっているというふうに思っております。ところがその施設は、牛久市には全くない。

では、ここで都市公園につくることはできないのかという問題ですが、ここでも問題は騒音と駐車場だと思います。地域住民との話し合いを進め、子供たちの願いを実現するためにも、何らかの形で自分の家の近所の都市公園等に、これらの施設をつくることができないかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） お答えします。

幼少期からスポーツに親しみ、持久力・俊敏性を身につけるということは、全身がバランスよく成長する上でも非常によい効果が期待できると思います。そういう意味でローラーブレード、インラインスケートですね、それやキックスケーターを安全に楽しむことができる、そういうアスファルト舗装された長距離走ることができる施設、これは現在市内にはございません。近隣では、小貝川のサイクリングロードですとか、つくばのりんりんロードがありますけれども、自転車と同じレーンを走るために十分注意が必要でございます。子供たちが安全にローラーブレード・キックスケーターを行える場所を確保すること、これは必要であると認識はしておりますけれども、専用の施設を確保することは現時点では難しいことから、まず現状の使用状況等、それを調査し、必要な施設の規模や利用方法等、これを調査研究してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 例えばひたち野のさくら公園のところですか、あそこは近隣の人が来て車をとめて、その駐車場の問題で地元とトラブルになるなんていうこともあったようで

ありますけれども、実際に都市公園というのはそこに住んでいる人たちが使う公園であって、実際には駐車場がないんですね。ですから、駐車場の問題は大きな問題になってきます。当然地域の人たちとトラブルになる可能性も、十分考えられるわけであります。しかし、やはり子供たちがそのようなスポーツをしたいという気持ちは非常に強いです。

実は私が議員になる前、約40年ほど前なんです、小坂団地の第1児童公園でそこにローラースケートのできる施設をつくろうと計画し、工事が始まろうとしたときに、一番反対したのは何かというと子供会なんです。「小さな子供からお年寄りまで集う公園で、そのようなものは危ない」と言って、反対をしたのは子供会だったんですよね。そういうこともわかります。

ですから、それに沿った施設をつくっていくということ。子供たちの要求、これは学校の先生方は余りよくわからないと思うんですが、私は実はこれは議会で取り上げる前に担当課長、いろいろな課長と話をしてきたけれども、実際には非常に難しいと。ただ学校自体は、子供たちの要求をほとんど知らないということ。先ほど言いました向台小学校の子供たちがその地域でスケートボードやっているというのは、教育長知らなかったんですよね。そういうものなんですよ。しかし、要求は非常に強いということ。ぜひ、こちら辺のところをその近隣の住民の話、それと駐車場の問題もあわせて積極的に検討していただきたいと思いますが、これは何度やっても検討するということなので、次に移ります。

地域公共交通の充実についてであります。ことし6月に、地域公共交通網形成計画が発表され、発行されました。第1次は4年前の3月発行でした。この計画は、少しずつ前進をしてきたというふうに思っておりますが、実は私がこれを一番最初に取り上げたのは、大野正雄市長の時代、約30年前のときでありました。そのときの答弁は、「福祉センターができたときに巡回バスを運行する」ということであって、今走っているオレンジ色のバスですね。あれがずっと同じような状況で、市役所や駅に行く巡回バスのあれにはなっていないようですが、その後何回か質問する中で巡回バス、今のかっぱ号ですね。これは大野喜男市長の時代に実現をし、約14年たったわけであります。当時は「空気を運んでいる」と、評判は大変悪かった。それでも、少しずつ前進してきました。

先日、先進地と言われている三重県の鈴鹿市に行ってまいりました。ここでの導入の話、非常に感銘を受けました。市長は税金から給料をもらって、ただで市長車に乗っている。市民は自分で働いて高い税金を納め、お金を払ってバスに乗るというのはおかしいんじゃないかということが、きっかけだそうであります。そしてまた、運行コース、バス停を決めるにも各地域に出向いて、大体5人から6人ぐらいのグループで積極的に地域に出ていって話し合いをし、そして導入を決めたそうであります。さらには、バスの待合所ですね。地域の人たちが自分の土地を提供して、建物をつくったとのこと。ここに何があるかというと、市民みんなで地域循

環バスをつくった、自分たちの乗り物だという感覚が非常に強いというふうに言われております。

コミュニティバスの運行について大分計画は進んでいると思いますが、現状と今後の方針をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの地域公共交通の現状につきましての御質問にお答えいたします。

まず、今議会に上程させていただきました補正予算の中で、県南地域公共交通確保対策協議会の負担金がございます。この協議会は、茨城県と稲敷市、美浦村、土浦市、阿見町、龍ケ崎市、河内町、利根町、そしてバス運行事業者で構成されております。路線バス等の廃止が進む中で、各市町村内はコミュニティバスやデマンドタクシー等の運行などで区域内の交通の補完はされておりますが、市町村域を越えた広域的な移動ニーズへの対応ができていないのが現状でございます。協議会ではその課題解決のため、広域路線バスを実証運行しまして、地域の広域公共交通体系の構築に向けた取り組みを推進することを目的に行われるものでございます。

協議会は、県内を4ブロックに分けましてそれぞれ協議会をつくっておりますが、当市の属する県南地域の事業が先行しております。広域バスの実証運行を県内で初めて行うものでございます。今回の実証運行は、国の地方創生推進交付金を活用して行うため、国が2分の1、県が4分の1、そして残りをバスが運行される先ほど申し上げました市町村で均等割で負担するものでございます。今年度の当市の負担が70万円と、財政面の負担もかなり抑えられております。

このたび協議会において3ルートが決定され、国への認可申請を現在進めているところでございます。3ルートのうち2ルートは牛久市内を運行するルートとなっており、1つは美浦村を出発し、東部地区を南北に走り龍ケ崎駅に向かうルートで、もう一つは稲敷市の江戸崎を出発し、牛久市内を東西に入ってひたち野うしく駅に向かうルートです。それぞれ1日4往復運行され、南北ルートと東西ルートの結節点としまして、奥野生涯学習センターで乗りかえができるよう運行を計画しております。運行開始は2月を予定しておりまして、それまでにルート周辺の市民への周知を図ってまいります。また、運行開始に伴いましてかっぱ号との接続等についても今後検討を行い、それぞれ乗り継げるように考えております。

また今後につきましては、毎年行っていることではございますが、かっぱ号をより一層御利用いただくため、ルート・時刻・バス停を行政区要望、市民からの声を再確認し、必要に応じて見直しを行います。そして、牛久地域公共交通網形成計画に位置づけました地域ごとの移送サービスの導入について、制度の調査研究や実施体制の構築などを地域と協働で検討してまい

ります。また、さきに述べました県南地域公共交通確保対策協議会による広域バスの利用促進等の検証を行い、変更すべき点につきましては協議会の中で要望していくとともに、この広域バスを基幹的な路線として活用できるよう進めてまいります。

この広域バスにつきましては、あくまでも実証運行でございます。市民の皆様に御利用いただきまして、本格運行に切りかえていかなきゃならないと考えております。利用される方が少ないと、実証運行で終了する可能性もございますので、多くの方々に利用していただくため、本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今の話は、新聞報道でありました。4往復ということで、県と国の補助金で特に稲敷市からひたち野うしく駅までの循環バスが運行されるということ、なぜひたち野うしくなのかということがちょっと疑問なんですが、県の思惑はまだ少し「グレーターつくば構想」というものが存在しているのではないかと勘ぐるわけですね。茨城県は、「グレーターつくば構想」という、牛久・土浦・つくばを合併して100万都市にするという、そしてひたち野うしく駅前に50階建のビルをつくるというような計画が県のほうで出されてきたわけですね。そういった関係からこれがあるのではないかというふうに勘ぐってしまったわけですが。

私がこれまで提案してきたのは市の東、奥原から西の端新地までの1本の路線を敷いて、それに対する循環バスの運行を提案してきました。今回のこの県のほうの試行運転ですね、これでは牛久駅周辺の活性化ができるのかどうか、非常に疑問ですね。例えば奥原で乗った人たちが途中で降りて牛久の駅に来るということは、来るとしたら病院に行くか市役所に行くか、公共施設に行くぐらいであって、そんなにしょっちゅう来るものではありません。幾ら100円であっても、乗りかえてまで行けるかどうか。買い物に行くならば、そのままひたち野うしくに行ってしまうということ。イズミヤの問題もあり、これで本当に牛久市牛久駅周辺の活性化ができるかどうかというふうに考えてしまいます。

現在も、私が住んでいる小坂団地の人たちのほとんどは、買い物圏はひたち野うしくになっています。というのは、小坂団地からひたち野うしくの駅まで車で行きますと大体7分から8分です。牛久駅の東に行くのに、約20分かかります。こういうことからいくと、やはり東部地区なり中央地区の人たちはひたち野うしくに行く可能性が非常に高いわけです。特に土浦稲敷線ですか、西大通りに着く道路、牛久阿見インターから直接そこからひたち野うしく駅に行けるようになるわけですから、この道路が完成すればまさに東地域の人たちは牛久駅じゃなくてひたち野うしくのほうに行くということは、これはもう何年も前から私は主張してきた

わけでありすけれども、そのためにも今答弁されたような形ではなく、牛久駅周辺の活性化をするためにはどうするのかということをまず大前提に置いていただかないと、これはもう牛久駅周辺の衰退は火を見るよりも明らかではないかというふうには私は思っています。

この点についてどう考え、対応しようとしているのか。そしてまた、この実証実験は何年行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず今回のルートにつきましては協議会ですね、結局牛久市だけではなく構成します美浦村、稲敷市、龍ヶ崎市、阿見町、そういった中で決定されたものでございます。それと、なぜ牛久駅ではないかということにつきましては、実施するバス会社の路線バスが通っております。そういったところで、重複する部分を避けなければならないということもございます。それと、先ほど利根川議員もおっしゃったように奥野地区の方、東部地区の方、駅を利用するのがひたち野うしく駅、ここが多いというところもございます。それと、どうしても牛久駅に行かれる場合は今回のこのバスと、それと号を乗り継いでいただいて行くような形でお願いできればと思っています。

それと、実証実験につきましては、現時点での予定では平成30年の3月までとなっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） いつまで続くか大変疑問なんですが、聞くところによりますと、「今回の実証実験で一番得するのは牛久じゃないか」というふうなことも言われているようですが、現在圏央道を使った成田空港への循環バス、これはもう廃止されることになっていますね。実証実験でだめならば、1年もたたないうちに廃止されちゃうと。それで、補助金頼みのこういったものについては、私は議会で何回も言っています。いいことを始めても、2年か3年で国県が補助金を切っちゃうんですね。そうすると、うまくいっていたものもだめになっちゃう可能性が非常に大きいんですね。

ですから、その点も含めて補助金頼みの計画、これを成功させるということではなくて、これも含めて長く続くような形の計画ですね。もし県のほうが引くということになれば、じゃあ稲敷市であり阿見町や美浦村なんかは一緒に抜けちゃうでしょう。わざわざ稲敷の人がひたち野うしくに来るかという、非常に疑問ですね。

そういったことも含めて、真剣に考えてもらいたい。来年の2月ということだと、あと2カ月ぐらいしかないわけですね。これをしっかりと計画をしていただいて、廃止されること

なく、そして牛久市の循環バスを市民の要求に応えるものにしてもらいたい。

そこで、最後にちょっと市長に聞きたいのは、先ほど言いました市長は税金から給料をもらって、市長車にただで乗っていると。市民は一生懸命働いて高い税金を払って、お金を払ってバスに乗る。ここから鈴鹿市のコミュニティバス運行が始まったというふうに言われていますが、これを聞いて市長の感想はどうか、その1点をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も一応税金は払ってございますし、そういう意味でやっぱり皆さん平等にされる、その交通のあり方というのは非常に悩ましくございまして、やっぱり弱者のところにどういう手が届くか、これが大きな問題。また、今回のバスでも牛久は非常に一番いいポジションでありまして、それが未来も続くかというとき議員も言われたように非常に疑問でございしますが、でも今非常に東部地域がどうなるか、デマンド交通とかいろいろやっていますけれども、非常に困っている地域であることも事実であります。

私も、稲広のほうで龍ヶ崎、それから稲敷、それから美浦、河内の首長さんと一緒になって、前からもっとこの辺の公共交通を何とかしようよという話し合いをしたところでございます。ですから、こういうことが1つのモデルになりまして、それにそぐわない地方というのも出てきますけれども、ただ1つやっぱり実験をやりまして、これからの公共交通のあり方を考えるいいきっかけになるんじゃないかと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ぜひ国県の補助金が切られても、公共交通の充実という問題については、それを念頭に置きながら検討していってほしいと思います。

続きまして、新規営農者獲得の問題についてであります。

今回同僚議員が、各種いろいろな質問をされました。農業従事者もややふえていると、遊休農地、耕作放棄農地も多少減少しているというようなことも、言われておりました。しかしそんなような中で、メガソーラーになっていく遊休農地も多く、非常に何とも痛ましい気持ちであります。今議会でも、新たなまちづくりや若者の定住などが検討されているような発言や答弁がありました。しかし、開発されて人口がふえて税収が上がったとしても、20年、30年後には今と同じような状況になってくると思うのであります。

地球温暖化が叫ばれる中、今ある自然を残す大事な施策の1つでもあります。また、市独自の社会資本の1つでもあるこの農地の活用ですね。特に農業後継者、多少ふえているということですが、農業後継者の育成、そして市として新しい農業従事者の獲得をどのように考え、実施しようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 新規営農者の獲得についての御質問にお答えいたします

まず、当市における新規就農者の状況について御説明いたします。

ここ3年ほどを見ますと、新規就農者は毎年1名ですが、就農相談の件数は3年で18件ほどに上ります。そのうち、ほとんどの相談者は農業経験がなく、具体的な就農相談の時点で現実を知り、計画の練り直しをせざるを得なかったり、断念したりというのが現実です。

しかしながら、農業に興味を持ち、就農を目指す人の潜在的な数は少なくございません。また、若い農業者グループ「UFOクラブ」を見てみますと、農家・非農家出身にかかわらずほとんどが民間企業等勤務を経験しており、その後みずから農業を選択し、就農しております。それぞれ作物の出荷先も異なりますが、各自のスタイルで勉強し、経営をしております。特に近年は、非農家出身のメンバーが増加傾向にありまして、一昔前の農家を継ぐという傾向から、職業として農業を選択するという傾向に変化してきております。昨年の新規就農者も、農業は初心者ですが、地元のよき指導者を得て生産に励んでおり、将来はITを駆使した販売に取り組みたいと夢を膨らませております。

新規就農者が営農を継続していけるように、現在は新規就農者には就農から5年間の所得安定の国の補助金制度があり、また技術面でのサポートは県の農業機関である普及センターが実施しております。しかし、最も大きな力となるのは、地元の農業者とのつながりでありますので、市内の農業者にも協力を呼びかけ、新規就農者の営農定着に対して支援をしているところであります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ここでも、発想の転換というものをぜひお願いしたいというふうに思うんですが、例えば私が議員になったときは農政課というのは約20人を超える人がいたんですね。これが農政専門でやっていたわけですが、ところが今専門でやっている職員はいないんじゃないですか。こういう状況で、牛久市の中で農業従事者をふやしていくということ自体が、非常に難しいんじゃないかというふうに私は考えたわけであります。

農業経営というのは大変厳しいということが言われているわけですが、そして、全国的には平均収入が年間200万円と言われております。農林水産省の食品流通段階別価格形成調査・青果物経費調査というものの、これは2013年度に農水省が発表したものでありますが、小売価格に占める生産者受取価格の割合は約45.8%、約46%ですね。つまり、大根1本のお店で得る金額、例えば小売価格100円としますね。そうすると、約46円が農業経営、農家に入ってきます。そのうちの7割が農業経費ということで、実際の純利益は14円。大根1本売って純利益が14円。年収を200万円とすると、何と14万本売らなければ200万円に

はならない。今の農家の農業経営の現実というのは、そういうところだと私は思っております。

しかしそのような中でも、小規模農家でそれなりの利益を上げているという方がおります。耕地面積は約3,000平米、年間売り上げが1,200万円、そして純利益は600万円あるということ。これは、夫婦2人と子供3人で暮らしていると。これは、40代になって脱サラをした農家であります。この方は、知恵と工夫を生かしてもうかる農業経営を目指してきたわけであります。若者のUターン・Iターン、そしてまた家族での移住、農業経営には派遣切りもリストラもありません。このような中で発想の転換をし、市が積極的に、今のお話を聞いていると国の補助金とか地域の人たちの農家のお手伝いとかってということで、市は何をやるかわからないというような状況だったんですが、これは前から同じようなことの繰り返しじゃないかと思うんですが、このような状況の中でぜひ発想の転換をしていただきたいと、この点についてどう考えるのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） ただいまの発想の転換というようなお話でございますが、確かに議員のおっしゃる農家につきましては、合計で1,200万円という売り上げの中では生鮮部門が450万円、自家加工部門、キムチや漬物やお菓子ですね、こういったものが450万円、そして仕入れ販売部門が300万円といった内訳になっているようでございます。単純に野菜だけを売っているということであれば、なかなか収益も上げられないという中で、さまざまな経営の拡大、いろいろなものをやるということによりまして収益を上げているという状況だと思います。

牛久市内において、新たに農業を起業したいという若者が来た場合に、市としてどういうことができるかということは、まず就農支援者が相談に来た場合の市の農業政策課、市の農業委員会、また県の普及センターが日程を調整して、相談会というものを設けております。その場で、相談者から計画やビジョンなどを聞き取り、就農には何が必要なのか、資金や農地の問題を含めて助言を行っております。そういった中で、確かに補助金ばかりに頼るというようなものもありますけれども、身の丈に合った就農、農業経営といったものにも相談に乗ることができます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ちょっと稲作で農水省の統計データを見てみますと、農業経営統計調査、農産物生産比統計、これを見てみますと2014年、この統計調査では少し大きな兼業農家クラス、耕地面積2から3ヘクタール、以下小規模とあとは大規模とされる耕地面積15ヘクタール以上のところの比較ですね。それぞれ10アール当たりの機械代が小規模農家が

2万718円、大規模が2万816円、ほとんど変わらないんですね。肥料代、小規模で9,181円、大規模で8,929円、これもほとんど大差はない。総コストで見ますと、小規模で12万9,927円、大規模で10万3,612円と、ここでやや違ってきているわけですが、この違いは何かというと人件費だそうであります。小規模であろうと、創意工夫を凝らしてもうかる農業をやろうということを考えれば、全く無理ということは私はないと思います。

ちょっとこれ大分前になりますけれども、私たちはグリーンファームの結成時には賛成をしました。農業法人であるグリーンファーム、それは市の総合計画で議論した自然を守る生物多様性の問題や、農地を守り農業を発展させる意味合いもあり、賛成をしたわけであります。時代おくれの開発優先ではなく、いかに農地・農業経営を守り発展させるのか、私は今の答弁を聞いていて、余り何年も前から変わっていないなというふうに思います。

牛久市の社会資本の1つである農業経営を活性化していくためにも、私は戦略的プロジェクトをつくって、市が一丸となって検討し、新たな農業経営をする人たち、今のお話を聞きますと大分若い人たちは農業に興味を持っている人が多いんです。今東京に通っていて、ほとんどの人が派遣ですね。いつ雇いどめになるか、そしてまた正式な会社に勤めていてもいつリストラになるか、わからないような不安定な時代でもあります。それならば、自分が努力して、そして知恵と工夫をしてもうける農業、その手助けをするのは国からの補助金でもないです。やっぱり市のほうが積極的に戦略的にプロジェクトを組んで、新たな施策を持ってやっていくべきだというふうに思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 確かに就農を支援するということは、市の農地を守ることありますし、ひいては国土を守ることということだと思います。市として農業、若手の就農の支援というものに対しましては、独自のメリットや魅力の創出というものが新規就農者の獲得のみならず、若手農業者の育成につながるという考えから、県や農協との連携を強化しまして、牛久市での就農及び営農定着を目標に施策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 最後に、農業経営を行うに当たってもうかる農業、実際には夫婦2人で子供がいて、最低でも年収の利益は500万円ないとやっていけないですね。今派遣だとか臨時職員等は200万円ちょっと超えるかどうかですね。こういう人たちが、今じゃもう3割以上、4割近くいるわけですから、この人たちよりはやっぱり農業というもの、牛久市にはそれだけの優良農地もあるわけです。そして、使われていない遊休農地もあるわけです。そしてまた農家から出てくる人、そしてまた牛久に越してくるならば農家に住まなくても、例

えば栄町だとか刈谷の団地に住んでいて、畑に行くということも十分考えられるわけでありますから、いろいろなことを想定して、少なくとも夫婦で500万円以上利益が出るような農業経営をやるには、どうするんだということをまず牛久市担当課がやはり検討し、進めていく必要があるというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時19分散会